

川根本町 公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月策定

令和 4（2022）年 3 月 改訂

川根本町

目次

| | |
|---|-----------|
| 1. はじめに | 3 |
| 1.1. 計画策定の背景と目的 | 3 |
| 1.2. 計画の位置づけ | 4 |
| 1.3. 計画期間 | 4 |
| 1.4. 対象施設 | 5 |
| | |
| 2. 公共施設等の現況及び将来の見通し | 8 |
| 2.1. 沿革 | 8 |
| 2.2. 位置・面積 | 8 |
| 2.3. 人口の現状と見通し | 9 |
| 2.4. 財政の状況と見通し | 10 |
| 2.5. 公共施設等の現状と見通し | 12 |
| 2.6. 現状や課題に関する基本認識 | 25 |
| | |
| 3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | 27 |
| 3.1. 公共施設等の今後の取組目標 | 27 |
| 3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 28 |
| | |
| 4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 34 |
| 4.1. 公共施設 | 34 |
| 4.2. インフラ資産 | 44 |
| | |
| 5. 推進体制 | 47 |
| 5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有 | 47 |
| 5.2. フォローアップの実施方針 | 48 |
| | |
| 資料編 | 49 |

1. はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国では『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成 26 年 4 月に全国 1,718 の地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産などすべての公共施設等を対象として、10 年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト (LCC) に配慮した「公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度までに策定することが求められました。

本町においても公共施設等の老朽化が進み、多くの施設の改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩み、社会福祉関連経費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことが困難になると予想されます。

今後の人口減少、少子高齢化の進行は避けられない状況にある中で、安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があることから、平成 28 年度に川根本町公共施設等総合管理方針を策定し、各施設の個別施設計画等を策定するなど公共施設マネジメントを推進しているところです。

この間、国より平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（以下、「改訂指針」という。）、令和 3 年 1 月に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（以下、「見直し留意事項」という。）が示され、公共施設等総合管理計画の不断の見直しが求められています。

本町においても、国の指針の改訂方針に従い、「令和 3 年度川根本町行政施設個別施設計画」（令和 4 年度 3 月）やインフラ資産の長寿命化の方針を踏まえ、新たに令和 4（2022）年度以降の長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に係る、取組の充実・強化を図っていくことが求められていることから、「川根本町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 8 月）」を改訂し、川根本町公共施設等総合管理計画を策定します。

(2) 計画策定の目的

本計画は、平成 28 年度に策定した「川根本町公共施設等総合管理方針」を改訂指針及び見直し留意事項に基づき、公共施設等を取り巻く現状についてデータの更新を行い、将来にわたる課題等を再整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針等を見直し、「川根本町公共施設等総合管理計画」として改訂します。

1.2. 計画の位置づけ

国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本計画は、上位計画である「総合計画」に即したものとします。また、各施策や事業の目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

本町が策定する各施設の個別施設計画における今後のあり方に関する方向性は、「公共施設等総合管理計画」に即したものとします。

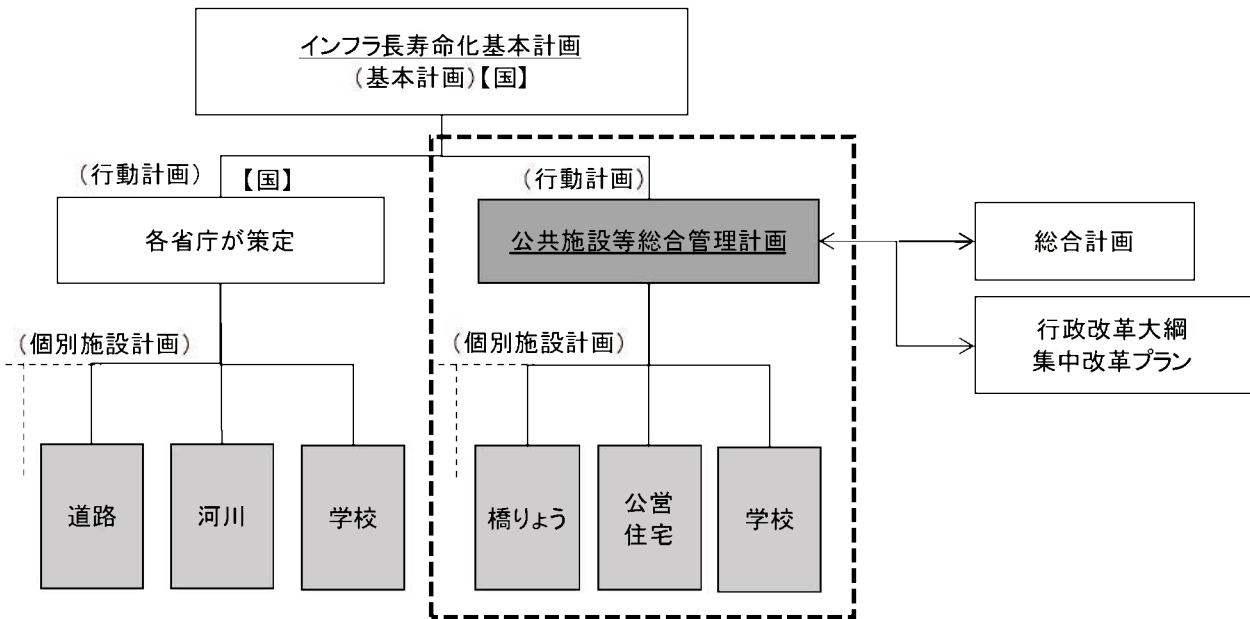


図 1-1 計画の位置づけ

1.3. 計画期間

公共施設等マネジメントの推進においては、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年

平成 29 (2017) 年度から令和 38(2056)年度まで

1.4. 対象施設

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）とします。

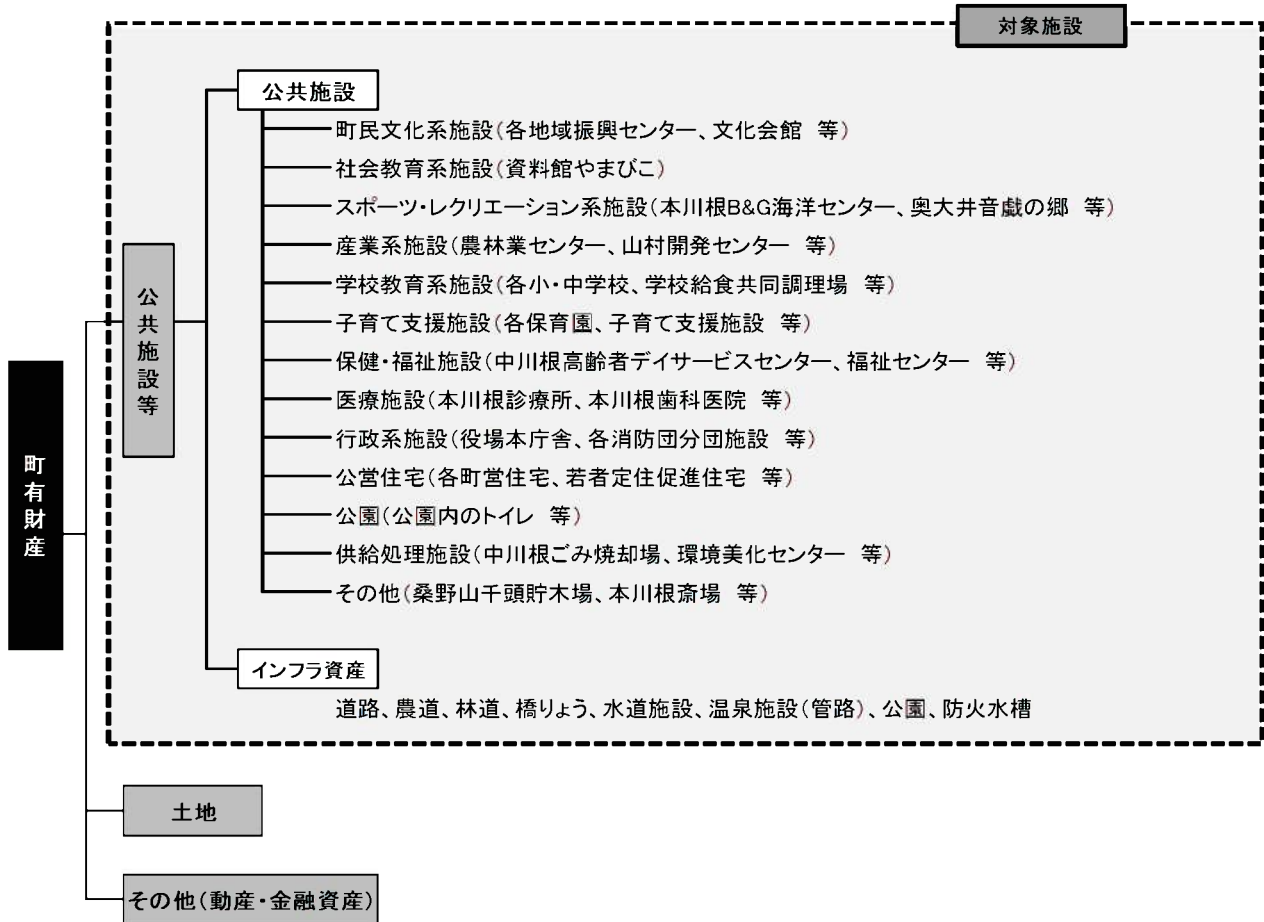


図 1-2 対象施設

表 1-1 公共施設一覧

| 大分類 | 中分類 | 施設名 |
|------------------|-----------------|--|
| 町民文化系施設 | 集会施設 | 杵町河内地域振興センター、高郷地域振興センター、田野口地域振興センター、地名地域振興センター、高齢者コミュニティセンター、徳山コミュニティ防災センター、八中地域振興センター、藤川地域振興センター、水川地域振興センター、三津間集落センター、梅高地域振興センター、尾呂久保地域振興センター、上長尾集落センター、久野脇コミュニティ防災センター 久野脇集会所、久保尾地域振興センター、寸又峡公民館、下長尾地域振興センター、生活改善センター、瀬平集落センター |
| | 文化施設 | 川根本町文化会館、 伝統文化伝承館 時愛(ときあ) |
| 社会教育系施設 | 博物館等 | 資料館やまびこ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 社会体育施設管理棟、町営弓道場、町営グラウンド、川根本町健康増進施設、本川根B&G海洋センター、町営サッカー場、生涯スポーツ広場 |
| | レクリエーション施設・観光施設 | 奥大井接岨湖カヌー艇庫、奥大井接岨湖カヌー競技場倉庫 平田駅前トイレ隣、くのわき親水公園キャンプ場、白沢温泉もりのいずみ、白羽山展望台、寸又峡野外ステージ、寸又峡野天風呂、接岨峡温泉会館、ウッドハウスおろくぼ、不動の滝休憩舎、不動の滝自然広場オートキャンプ場、もりのコテージ、レイコテージ奥大井、もりのくに健康増進広場、奥大井音戯の郷、三ツ星オートキャンプ場、池の谷キャンプ場、なかかかわね三ツ星天文台、アプトいちしろキャンプ場、グリーン広場トイレ付近休憩棟、八木キャンプ場、富沢文の里、 山犬段休憩舎 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 観光振興センター 、地域総合交流促進施設、フォーレなかかかわね茶茗館、茶業技術研修センター、山村開発センター、 農林業センター |
| 学校教育系施設 | 学校 | 本川根小学校、中央小学校、中川根第一小学校、中川根南部小学校、中川根中学校、本川根中学校 |
| | その他教育施設 | 教職員住宅 あじさい、中川根教職員住宅、スクールバス車庫(地名)、川根本町学校給食共同調理場、教職員宿舎談話室兼食堂、川根高校 南麓寮、 若者交流センター 奥流(おうる) |
| 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園・こども園 | 三ツ星保育園、地名保育園、桜保育園、子育て支援施設、 本川根児童クラブ |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 川根本町創造と生きがいの湯、 高齢者むつみの郷 、川根本町高齢者生きがいの郷、川根本町中川根高齢者ディサービスセンター、老人福祉センター憩の家いずみ |
| | 障害福祉施設 | 障害福祉サービスセンターみどりの丘小規模授産所、みどりの丘えまつ 訓練所 |
| | その他社会福祉施設 | 川根本町福祉センター |
| 医療施設 | 医療施設 | 上長尾田澤内科医院、本川根歯科医院、本川根診療所、いやしの里診療所 診療所、いやしの里診療所医師住宅 |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 川根本町庁舎、北部地域振興センター(総合支所) |
| | 消防施設 | 静岡市消防局島田消防署川根北出張所、第1分団1部-1、第1分団2部-2、第1分団3部-5、第1分団3部-6、第3分団1部-16、第4分団1部-24、第4分団3部-27、第3分団1部-17、消防団拠点施設(第1分団)、第2分団2部-12、第1分団3部-7、第1分団3部-8、第1分団3部-9、第1分団3部-45、第1分団2部-4、第1分団2部-3、消防第4分団4部-29、第2分団2部-13、第4分団3部-28、第4分団2部-25、第3分団1部-19、第2分団2部-14、第2分団2部-15、第2分団1部-10、第3分団1部-20、第3分団1部-18、第3分団1部-21、第3分団2部-22、第8分団1部-40、第5分団1部-30、第6分団4部-35、第6分団1部-44、消防第2分団1部-11、第4分団2部-26、第5分団2部-31、消防団活動拠点施設(第7分団3部【瀬平】)、第8分団4部-43、第7分団4部-39、消防第6分団1部-32、消防第6分団2部-33、消防第6分団3部-34、消防第7分団1部-36、消防第7分団2部-37、消防第8分団2部-41、消防第8分団3部-42 |
| | その他行政系施設 | 水防倉庫(梅高)、水防倉庫(下泉)、水防倉庫第3号(徳山)、川根本町防災行政無線中継局舎、本川根防災倉庫、中川根防災倉庫、 新防災倉庫(高郷) 、元本川根町巡査連絡所、車輛格納庫、移動通信用鉄塔、川根本町無線基地局(簡易型)、排水機場(桑野山)、排水機場(小長井) |
| 公営住宅 | 公営住宅 | 町営住宅大島団地 A棟、町営住宅大島団地 B棟、町営住宅桑野山団地、特定公共賃貸住宅桑野山団地、町営住宅沢脇団地、町営住宅高郷団地、町営住宅地名団地、若者定住促進住宅 |
| 公園 | 公園 | 智者の丘公園公衆トイレ |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | 寸又峡焼却場 |
| その他 | その他 | 上長尾高郷親水公園トイレ 、おろちの池 トイレ、観光トイレ(四季の里横)、グリーン広場トイレ、田野口駅 トイレ、南赤石テニスコート トイレ、小長井地区北部公衆トイレ、寸又峡温泉公衆トイレ(手洗庵)、接岨地区公衆トイレ、千頭駅前広場滝のトイレ、元千頭教員住宅、地名グラウンド 便所、中川根畜場、温泉スタンド休憩所、寸又峡イベント広場公衆トイレ、大札山森林公園 トイレ、元北小学校、元学校給食センター、奥泉駅前公衆トイレ、元千頭小学校、崎平駅公衆トイレ、 元奥大井自然休養村直売所 、寸又お立台、寸又峡温泉公衆トイレ(天子の香和家)、農林水産物処理加工所、平田駅前トイレ、元建設省、桑野山千頭貯木場、国保大間診療所 |

※上下水道施設については、施設の性質上、公共施設ではなく、インフラ資産に分類している。

※表中の公園はトイレ等公園施設(建物)を掲載している。インフラ資産の公園はP17表2-2に掲載している。

※**青字**は新設、**赤字**は名称変更

表 1-2 平成 28 年度時点より分類移動、廃止、新規配置した施設一覧

| 大分類 | 中分類 | 施設名 |
|------------------|-----------------|--|
| 町民文化系施設 | 文化施設 | 伝統文化伝承館『伝統文化伝承館 時愛(ときあ)』 【新設】平成30年度(2019) |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | レクリエーション施設・観光施設 | 山犬段休憩舎 【公園】から分類変更 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 観光振興センター 「奥大井自然休養村管理センター」から名称変更 |
| | | 農林業センター 堆肥舎 【廃止】 |
| | | 農林業センター 事務所 【新設】平成28年度(2017)(老朽化による建替) |
| | | 農林業センター 車庫、重量車両車庫 【新設】平成28年度(2017)(老朽化による建替) |
| 学校教育系施設 | その他教育施設 | 若者交流センター『若者交流センター 奥流(おうる)』【新設】平成27年度(2016) |
| | | 教職員住宅 すみれ 【廃止】平成28年度(2017)(老朽化による解体) |
| | | スクールバス車庫(久保尾) 【廃止】平成28年度(2017)(用途廃止地元譲渡) |
| 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園・こども園 | 本川根児童クラブ 【新設】平成29年度(2018) |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 高齢者むつみの郷 高齢者むつみの郷(リース)から名称変更 |
| 行政系施設 | その他行政系施設 | 新防災倉庫(高郷) 【新設】平成27年度(2016) |
| 公営住宅 | 公営住宅 | 町営住宅野志本団地 【廃止】平成29年度(2018)(老朽化解体) |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | 中川根ごみ処理場 【廃止】平成29年度(2018)(老朽化による解体) |
| | | 環境美化センター 【廃止】平成29年度(2018)(老朽化による解体) |
| その他 | その他 | 上長尾高郷親水公園トイレ 【公園】から分類変更 |
| | | 桑野山千頭貯木場 桑野山千頭貯木場 トイレ 【新設】平成29年度(2018) |
| | | 寸又峡温泉公衆トイレ(寸又峡上バス停横) 【廃止】令和1年度(2019)(老朽化による解体) |
| | | 元青部小学校 【廃止】平成29年度(2018)(老朽化による解体) |
| | | 元奥大井自然休養村直売所 「赤石太鼓練習場」から名称変更 |

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 沿革

明治 22 年に町村制が施行され、中川根町の基となる榛原郡中川根村と志太郡徳山村、本川根町の基となる榛原郡上川根村と志太郡東川根村が誕生しました。

昭和 40 年頃から、道路や橋りょう、教育・文化施設、医療・福祉施設、町営住宅などを順次整備しながら、「ウッドハウスおろくぼ」、「フォーレなかかわね茶茗館」、「奥大井音戯の郷」、「白沢温泉もりのいずみ」などの観光拠点の整備を進めてきました。

平成 17 年 9 月、国の地方分権と財政危機などに対応し、地域のさらなる発展を目指して旧中川根町と旧本川根町が合併し、川根本町が誕生しました。

2.2. 位置・面積

本町は静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっています。

町域は大井川に沿った東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.72km² (県全体の 6.4%)、このうちの約 90%を森林が占めています。

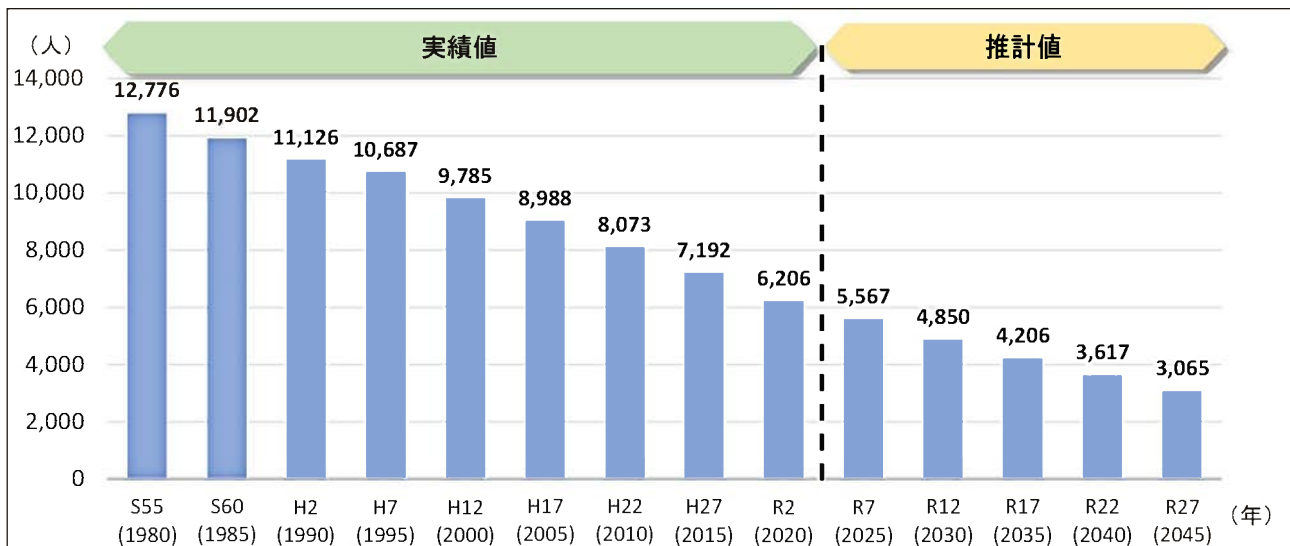


図 2-1 川根本町の位置

2.3. 人口の現状と見通し

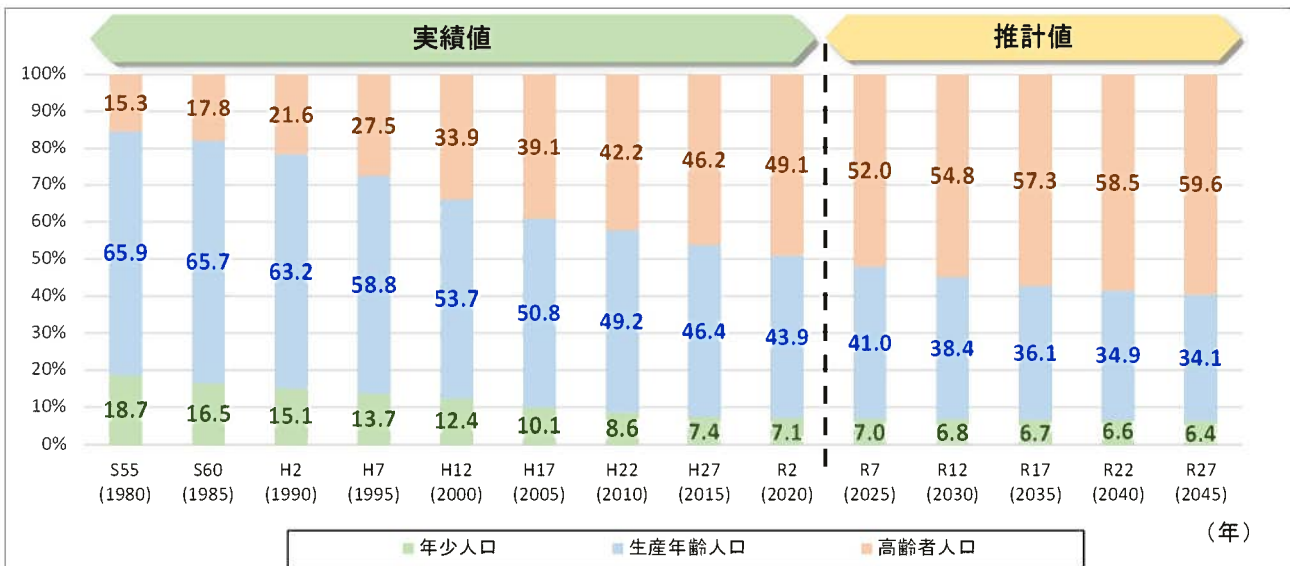
本町の総人口は一貫して減少傾向であり、令和2年では6,206人となっています。国立人口問題研究所の推計によると、令和27年の総人口は約3,000人となる見通しとなっています。

年齢3階層別の割合をみると、令和2年の生産年齢人口は43.9%、高齢者人口は49.1%となっています。令和27年では生産年齢人口が34.1%まで減少する見通しとなっています。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、
推計値は国立人口問題研究所推計人口

図 2-2 総人口の推移と見通し



※年少人口：15歳未満の人口、生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口、高齢者人口：65歳以上の人口
出典：実績値は総務省「国勢調査」、
推計値は国立人口問題研究所推計人口

図 2-3 年齢3階層別人口割合の推移と見通し

2.4. 財政の状況と見通し

(1) 歳入

歳入(普通会計)の状況をみると、令和2年度の歳入総額は約74.3億円となっています。地方税は、約13.0億円前後を推移しています。地方税が歳入に占める割合は2割弱であり、地方交付税などに依存している状況です。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、さらに自主財源の確保が困難になり、厳しい財政運営となることが懸念されます。

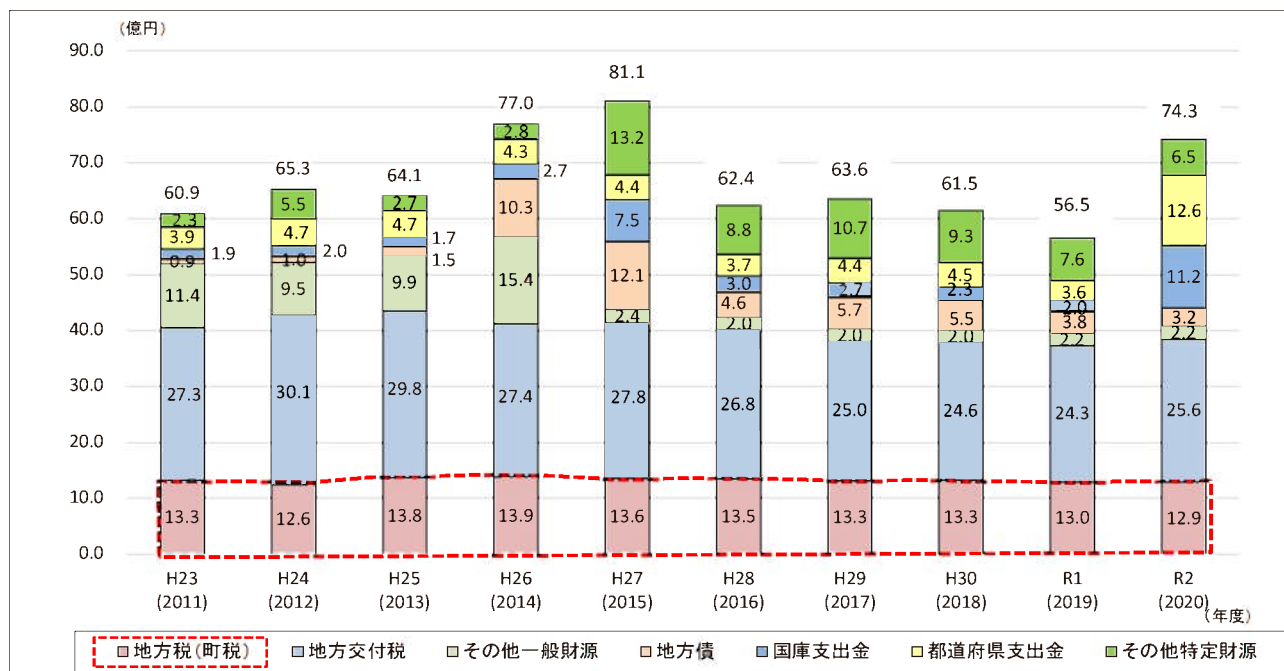


図 2-4 歳入の推移

※小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを表示。

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：地方税法・条例により地方公共団体が徴収する税。住民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもの。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。地方債を起すことを起債という。

※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

※都道府県支出金：都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

(2) 歳出

歳出(普通会計)の状況をみると、令和2年度の歳出総額は約70.5億円となっています。そのうち、投資的経費は約16.9億円であり、約2割強を占めています。

義務的経費の人件費が平成29年度以降、微減向となっています。扶助費は年あたり概ね3億円です。

今後は、高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、依存財源で賄っている状況などを踏まえると、公共施設等の整備等に要する費用を、今までの水準で確保していくことが困難となる見込みです。

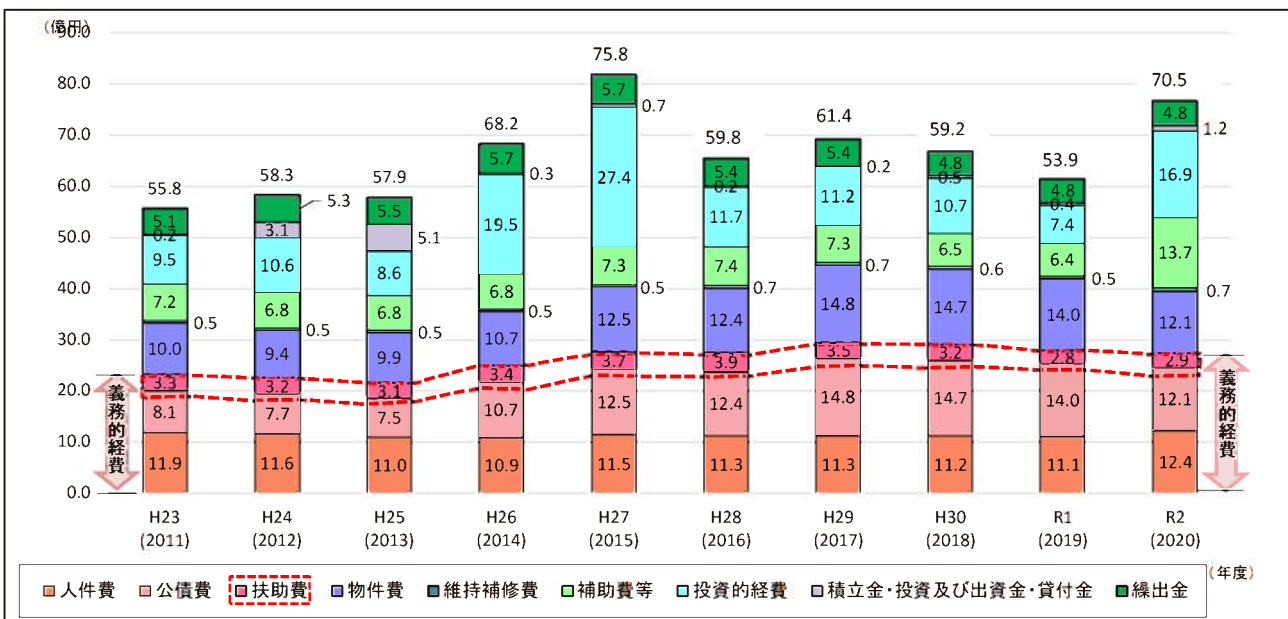


図 2-5 歳出の推移

※小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを表示。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

※扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。職員旅費、備品購入費、委託料等。

※維持補修費：公共用施設等の維持に要する経費。

※補助費等：他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。報償費、負担金・補助金等。

※投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※積立金：財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積立てる経費。

※投資及び出資金・貸付金：公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。財団法人設立の際の出捐金や、開発会社などへの出資金。地域住民の福祉増進を図るため、地方公共団体が直接あるいは間接に現金の貸付を行うための経費。

※繰出金：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費。

2.5. 公共施設等の現状と見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本町の公共施設の保有量は、令和3年度時点で427施設あり、延床面積は約8.4万㎡となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く全体の約37.1%を占めており、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設（約12.1%）、多くの消防士市背tが占める行政系施設（約9.8%）、町民文化系施設（9.4%）であり、これらの施設で全体の約68.4%を占めています。

平成28年度時点と比較すると、施設は10施設減少し、延床面積は57㎡減少しています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模（増減比較）

| 施設分類 | 平成28年度時点 | | | | 令和3年度時点 | | | | 増減 | |
|------------------|----------|--------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|-----|---------|
| | 施設 | | 延床面積 | | 施設数 | | 延床面積 | | 施設 | 延床面積 |
| | 施設数 | (%) | (㎡) | (%) | 施設数 | (%) | (㎡) | (%) | 施設数 | (㎡) |
| 町民文化系施設 | 26 | 5.9% | 7,134.82 | 8.5% | 27 | 6.3% | 7,934.76 | 9.4% | 1 | 799.94 |
| 社会教育系施設 | 3 | 0.7% | 1,028.29 | 1.2% | 3 | 0.7% | 1,028.29 | 1.2% | 0 | 0.00 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 84 | 19.2% | 10,115.59 | 12.0% | 85 | 19.9% | 10,209.99 | 12.1% | 1 | 94.40 |
| 産業系施設 | 26 | 5.9% | 4,905.03 | 5.8% | 24 | 5.6% | 4,805.83 | 5.7% | ▲2 | ▲99.20 |
| 学校教育系施設 | 76 | 17.4% | 30,682.05 | 36.5% | 75 | 17.6% | 31,248.64 | 37.1% | ▲1 | 566.59 |
| 子育て支援施設 | 6 | 1.4% | 2,293.35 | 2.7% | 7 | 1.6% | 2,401.00 | 2.9% | 1 | 107.65 |
| 保健・福祉施設 | 11 | 2.5% | 2,883.42 | 3.4% | 11 | 2.6% | 2,883.42 | 3.4% | 0 | 0.00 |
| 医療施設 | 9 | 2.1% | 1,696.11 | 2.0% | 9 | 2.1% | 1,696.11 | 2.0% | 0 | 0.00 |
| 行政系施設 | 65 | 14.9% | 8,030.20 | 9.5% | 72 | 16.9% | 8,269.75 | 9.8% | 7 | 239.55 |
| 公営住宅 | 55 | 12.6% | 7,399.12 | 8.8% | 52 | 12.2% | 6,960.88 | 8.3% | ▲3 | ▲438.24 |
| 公園 | 8 | 1.8% | 346.85 | 0.4% | 5 | 1.2% | 227.76 | 0.3% | ▲3 | ▲119.09 |
| 供給処理施設 | 9 | 2.1% | 397.64 | 0.5% | 1 | 0.2% | 19.80 | 0.0% | ▲8 | ▲377.84 |
| その他 | 59 | 13.5% | 7,259.31 | 8.6% | 56 | 13.1% | 6,428.82 | 7.6% | ▲3 | ▲830.49 |
| 合計 | 437 | 100.0% | 84,171.78 | 100.0% | 427 | 100.0% | 84,115.05 | 100.0% | ▲10 | ▲56.73 |

※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

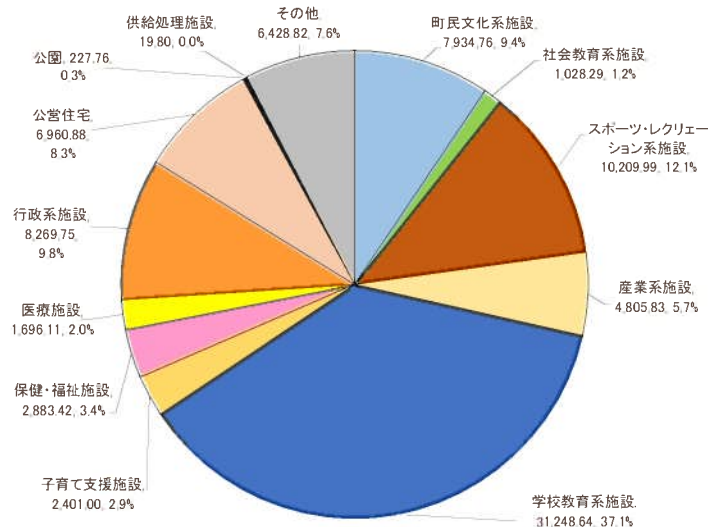


図 2-6 公共施設の施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本町では、これまで庁舎、学校、町営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設など、多くの施設を整備してきました。建築後30年以上を経過している施設は約4.9万㎡であり、全体の57.7%を占めています。

施設分類別にみると、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、その他などは建築後30年以上を経過している施設が多くなっています。これまでも、大規模改修を実施してきましたが、今後も老朽化対策を講じていく必要があります。

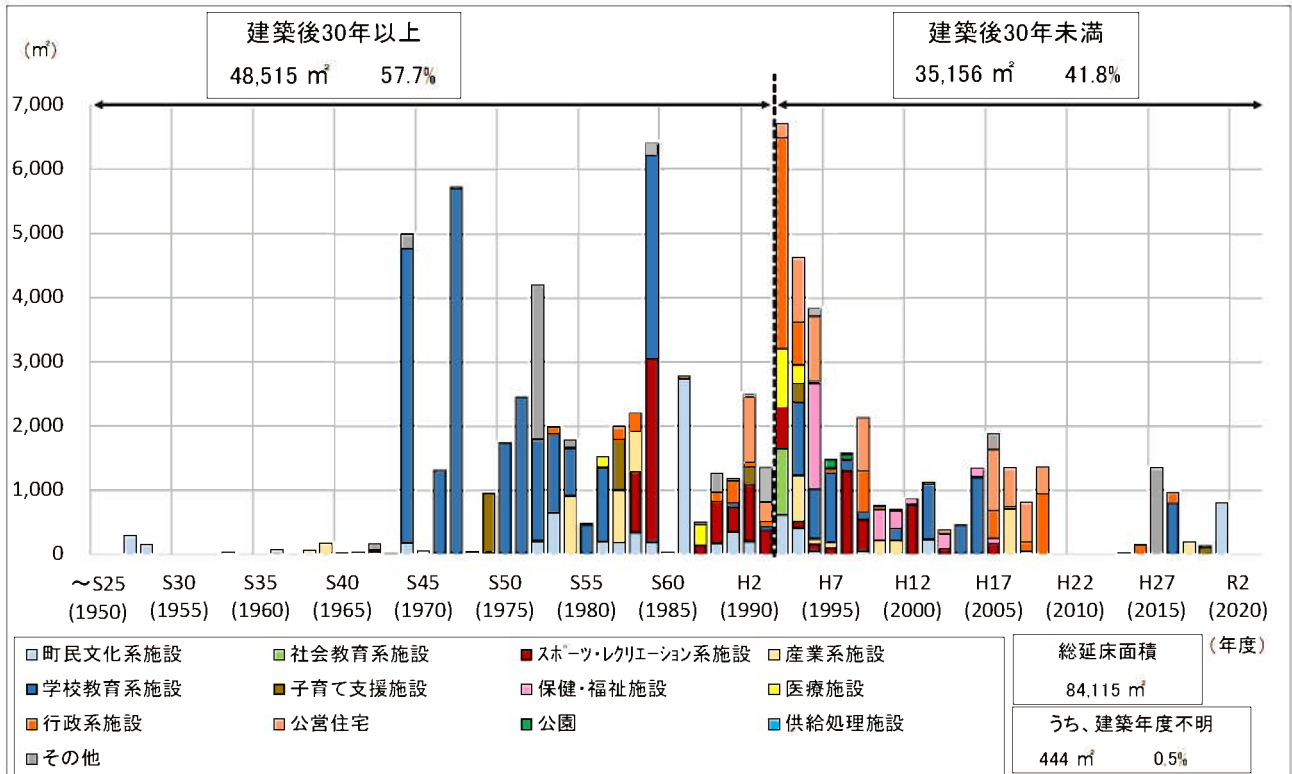


図 2-7 公共施設の建築年度別延床面積

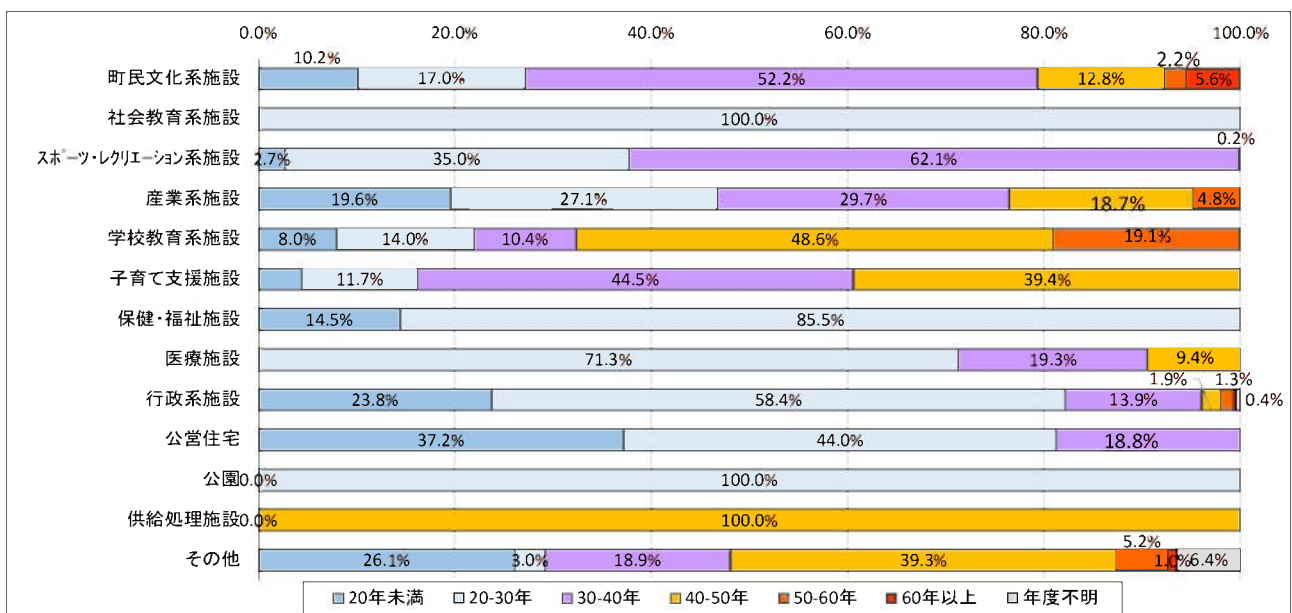


図 2-8 経過年数別延床面積の構成比

③耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は全体の 67.7%を占めています。また、旧耐震基準は全体の 31.8%を占めています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、その他の施設、産業系施設、町民文化系施設は、耐震性を満たしていない施設の割合が高い状況です。

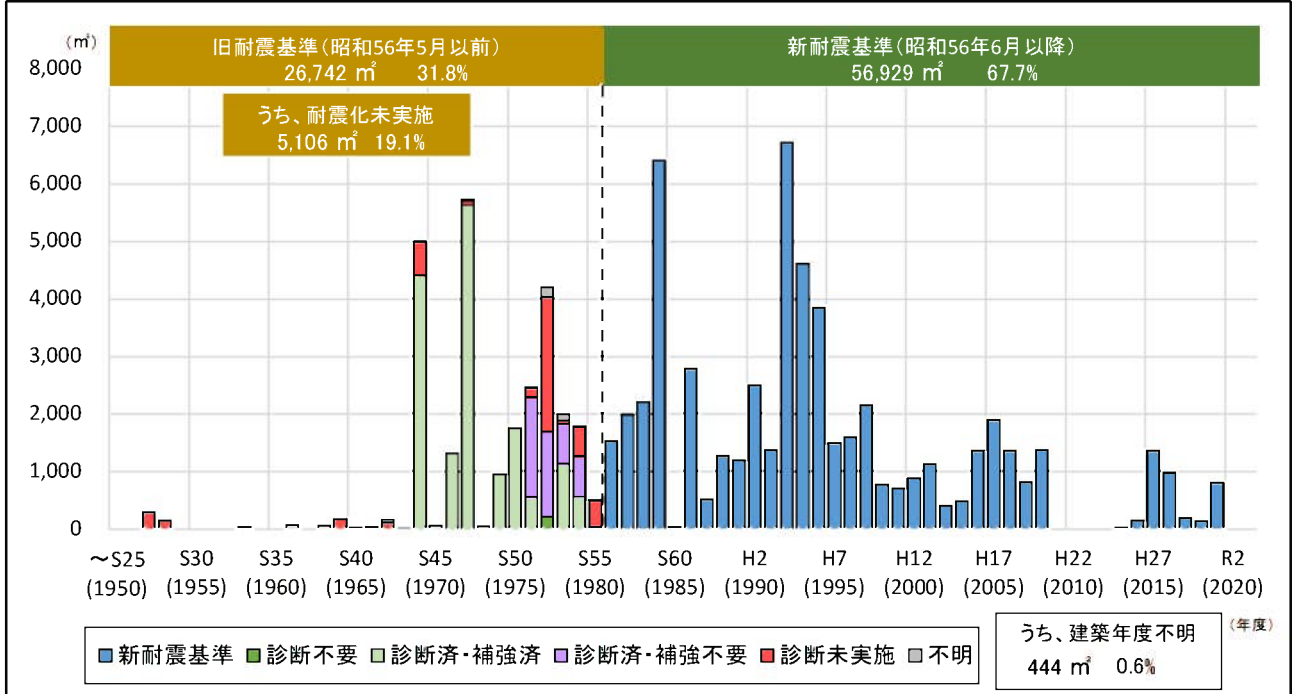


図 2-9 建築年度別の耐震化状況（延床面積ベース）

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

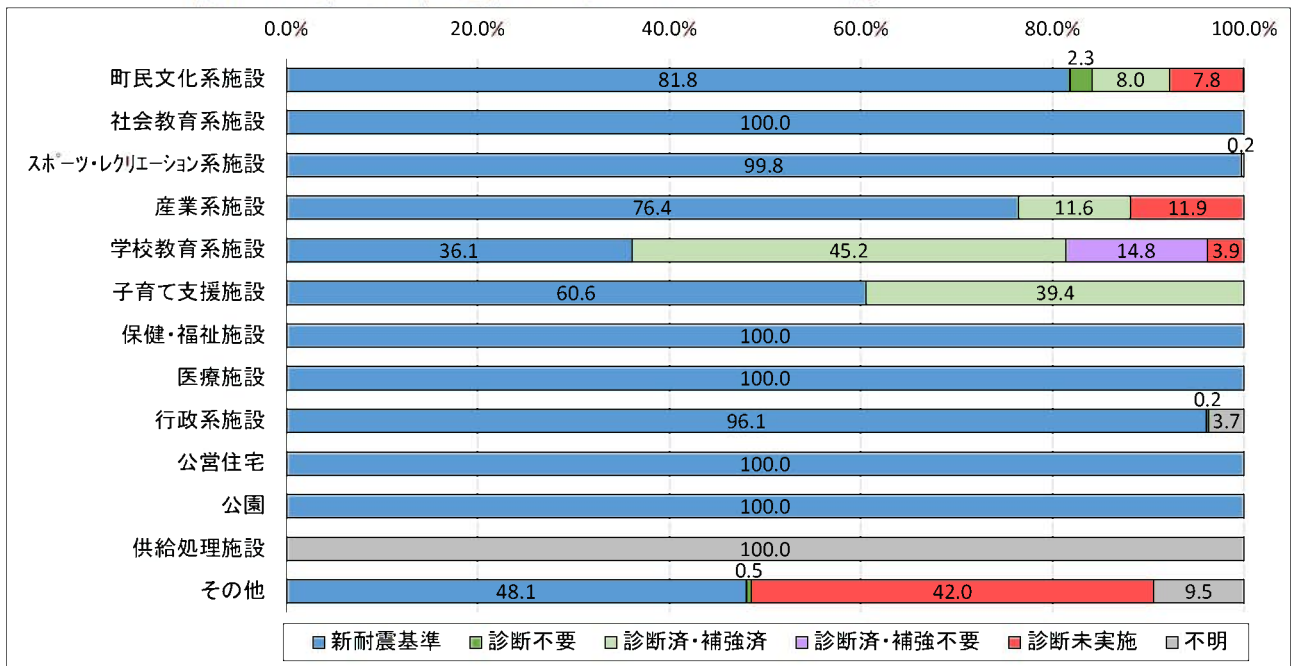
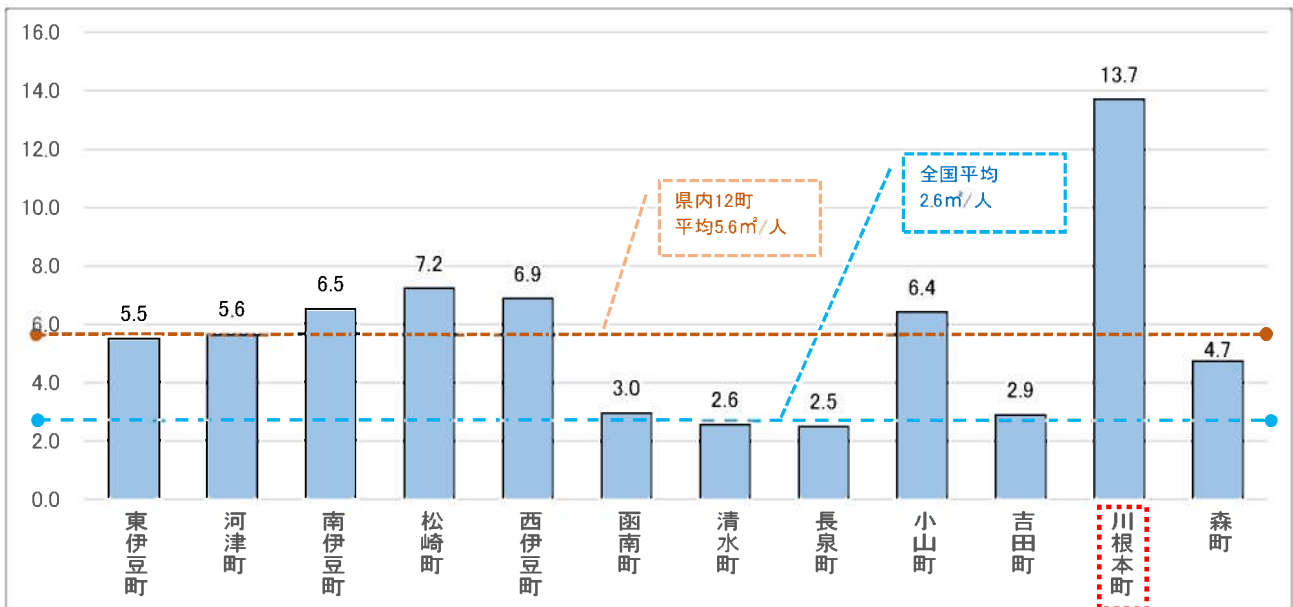
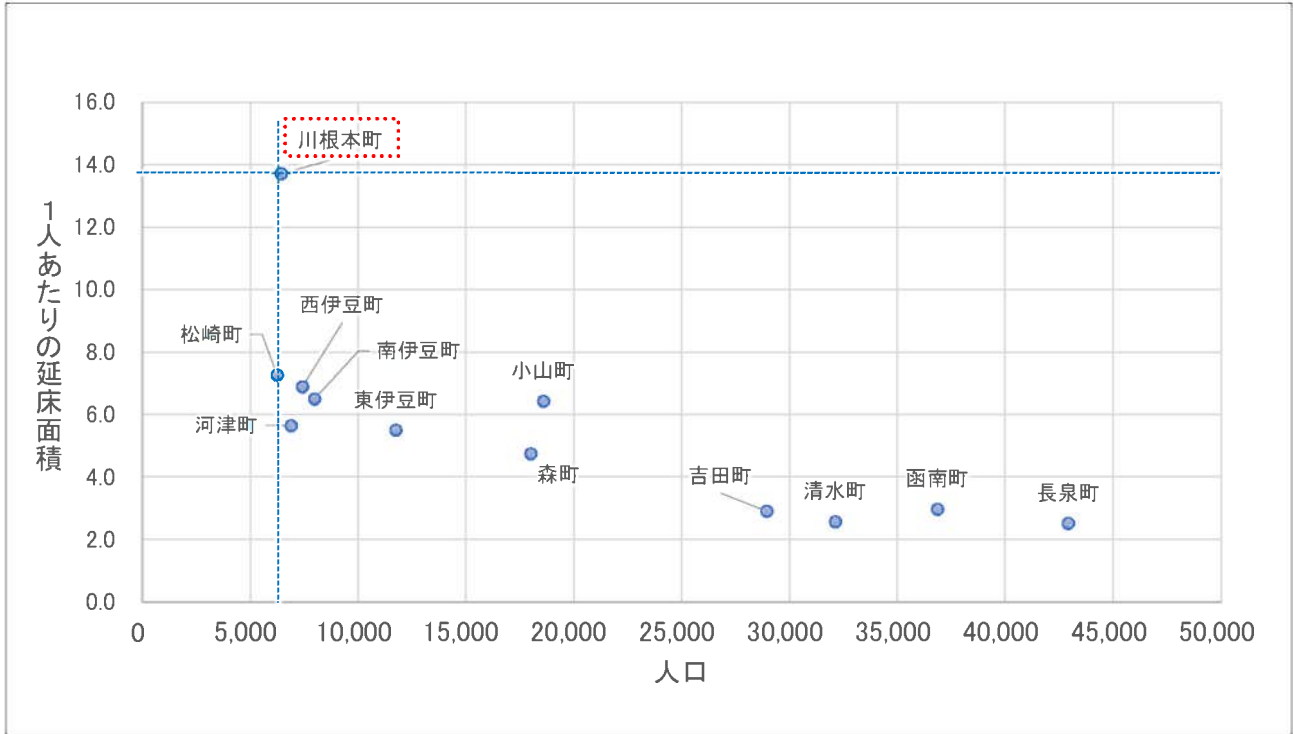


図 2-3 施設分類別の耐震化状況（延床面積ベース）

④他自治体との比較

本町の公共施設の1人あたり延床面積は13.7㎡であり、県内12町のなかでも群を抜いて大きいという状況です。人口が概ね同規模である西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町と比較しても、大幅に上回っています。



出典：公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（総務省 令和2年3月31日現在）
人口：総務省「住民基本台帳登録人口（令和元年10月1日現在）」

図 2-11 公共施設の1人あたりの延床面積の比較

※P.5の人口及びP.8の公共施設の延床面積とは出典が異なる。

⑤保有施設の有形固定資産減価償却率

有形固定資産原価償却率とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握する指標です。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

全施設の有形固定資産減価償却率を見ると、平成30年度60.4%、令和元年62.6%と約50%以上で、有形固定資産減価償却率が全体に類似団体と近似しています。本町は小規模集落が点在する地理的条件から行政効率が悪いと想定されます。一方、町有観光施設を多く有しており、多くの施設の老朽化が進んでいます。有形固定資産原価償却率が上昇傾向（50%より増加）にあり、施設の在り方を含め、計画的な改修・更新を進め、公共施設等の維持管理費の削減に努めていくことが必要な状況です。（出典：総務省 令和元年度 財政状況資料集）

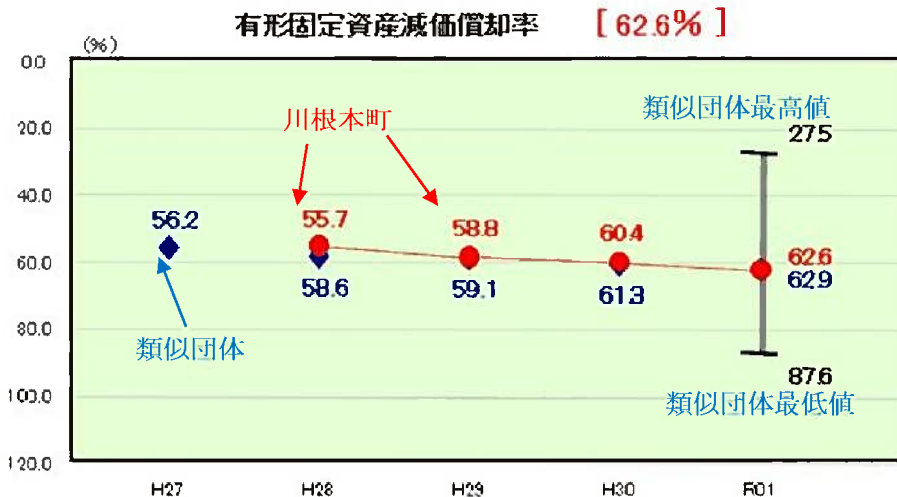


図2-12 川根本町有形固定資産減価償却率

※図中の●は川根本町の有形固定資産減価償却率、◆は類似町村型（Ⅱ-1）の同平均値を示します

| 【参考】(総務省分類:分類町村:Ⅱ-1) 川根本町に類似する近隣県の町村名 | |
|--|-----------|
| 長野県 | 立科町・長和町 |
| | 飯島町・宮田村 |
| | 阿智村・喬木村 |
| | 山形村・松川村 |
| | 信濃町 |
| 岐阜県 | 関ヶ原町・輪之内町 |
| | 坂祝町・富加町 |
| | 白川町 |
| 静岡県 | 川根本町 |

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。本町では、これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本町の主なインフラ資産の保有量は以下のとおりです。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

| 分類 | 種別 | 平成29年度時点 | 令和2年度時点 | 増減 |
|----------|----------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | 数量 | 数量 | 数量 |
| 道路 | 一級町道 | 17.1 km | 20.5 km | 3.4 km |
| | | 64,751 m ² | 92,244 m ² | 27,493.0 m ² |
| | 二級町道 | 40.8 km | 41.4 km | 0.6 km |
| | | 155,418 m ² | 161,066 m ² | 5,648.0 m ² |
| | その他の町道 | 137.8 km | 137.7 km | ▲ 0.1 km |
| | | 574,715 m ² | 576,398 m ² | 1,683.0 m ² |
| 計 | 195.7 km | 199.6 km | 3.9 km | |
| | | 794,884 m ² | 829,708 m ² | 34,824.0 m ² |
| 農道 | | 34.9 km | 34.9 km | 0.0 km |
| 林道 | | 215.7 km | 222.4 km | 6.7 km |
| | | 797,788 m ² | 838,280 m ² | 40,492.0 m ² |
| 橋りょう | | 1.9 km | 2.0 km | 0.1 km |
| | | 8,504 m ² | 9,654 m ² | 1,150.0 m ² |
| 水道施設 | 管路 | 197.9 km | 198.3 km | 0.5 km |
| | 水道施設 | 28 施設 | 28 施設 | 0.0 施設 |
| | | 3,554 m ² | 3,624 m ² | 70.3 m ² |
| 温泉施設（管路） | | 8.0 km | 8.0 km | 0.0 km |
| 公園 | | 1 公園 | 1 公園 | 0.0 公園 |
| | | 2.6 ha | 2.6 ha | 0.0 ha |
| 防火水槽 | | 352 基 | 348 基 | ▲ 4.0 基 |

水道施設：大間簡易水道、接咀簡易水道、木川根北部簡易水道、木川根南部簡易水道、徳山藤川簡易水道、水川簡易水道、田野口簡易水道、中部簡易水道、下泉下長尾簡易水道、南部簡易水道、地名簡易水道、平田飲料水供給施設、坂京飲料水供給施設、平栗飲料水供給施設、池の谷閑蔵飲料水供給施設、洗富飲料水供給施設（洗沢）、洗富飲料水供給施設（富士城）、幡住飲料水供給施設（小幡）、尾呂久保飲料水供給施設、八代郷飲料水供給施設、中尾飲料水供給施設、向井飲料水供給施設、久保尾飲料水供給施設、原山飲料水供給施設、原山西飲料水供給施設、小竹飲料水供給施設、壱町河内飲料水供給施設、文沢飲料水供給施設

(3) 過去に行った対策の実績

平成28年度～令和2年度までに実施した代表的対策は、下表に示すとおりです。

表 2-3 過去に行った対策の実績

| 施設分類 | 実施年度 | 対象施設等 | 事業名 | |
|------------------|--------------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 町民文化系施設 | H28 | 文化会館 | 文化会館ユニバーサルデザイン化工事 | |
| | | 梅高集会所 | 梅高集会所駐車場造成工事 | |
| | H30 | 伝統文化伝承館 | (仮称)伝統文化伝承館建設工事 | |
| | | 文化会館 | 文化会館ロビーカーペット張替、照明LED化工事 | |
| R1 | 伝統文化伝承館 | (仮称)伝統文化伝承館建設工事 | | |
| | 資料館やまびこ | 資料館やまびこ照明改修工事 | | |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | H28 | くのわき親水公園キャンプ場 | くのわき親水公園キャンプ場西側トイレ改修工事 | |
| | | 寸又峡 | 寸又峡駐車場展示機関車及び屋根修繕工事 | |
| | | 寸又峡直売所解体工事 | 寸又峡直売所解体工事 | |
| | | 音戯の郷 | 音戯の郷トイレ環境、LED照明整備工事 | |
| | H29 | 音戯の郷 | 音戯の郷駐車場舗装工事 | |
| | | もりのいずみ | もりのいずみ施設照明LED化工事 | |
| | H30 | 寸又峡上トイレ | 寸又峡上トイレ・イベント広場整備工事 | |
| | | 池の谷キャンプ場 | 池の谷キャンプ場炊事棟改修工事 | |
| | | 音戯の郷 | 音戯の郷音戯シアター映像機器更新工事 | |
| | | もりのコテージ | もりのコテージ空調設備改修工事 | |
| | R1 | 寸又峡上トイレ | 寸又峡上トイレ・イベント広場整備工事 | |
| | | 寸又峡上トイレ | 寸又峡下駐車場トイレ浄化槽取替工事 | |
| | R2 | もりのコテージ | もりのコテージ空調設備改修工事 | |
| | | もりのいずみ | もりのいずみ空調機更新工事 | |
| | | | アプトいちしろキャンプ場 | アプトいちしろキャンプ場倉庫増築工事 |
| | 産業系施設 | H28 | 農林業センター | 川根本町農林業センター事務所 建設工事 |
| H29 | | 農林業センター | 川根本町農林業センター事務所 建設工事 | |
| H30 | | 農林業センター | 川根本町農林業センター事務所 建設工事 | |
| R1 | | フォーレなかかわね茶茗館 | フォーレなかかわね茶茗館 公衆トイレ改修工事 | |
| | フォーレなかかわね茶茗館 | フォーレなかかわね茶茗館 公衆トイレ改修工事 | | |
| 学校教育系施設 | H28 | 中川根中学校 | 中川根中学校 駐車場整備工事 | |
| | | 中川根中学校 | 中川根中学校 屋内運動場屋上防水他修繕工事 | |
| | | 中川根中学校 | 本川根中学校 B棟1・2階トイレ改修工事 | |
| | | 中川根第一小学校 | 中川根第一小学校 来賓・職員トイレ改修工事 | |
| | | 中央小学校 | 中央小学校 来賓・職員トイレ改修工事 | |
| | | 学校給食共同調理場 | 川根本町学校給食共同調理場床面改修工事 | |
| | H29 | 学校給食共同調理場 | 川根本町学校給食共同調理場床面改修工事 | |
| | | H30 | 旧青部小学校校舎等解体 | 旧青部小学校校舎等解体工事 |
| | 中川根中学校 | | 中川根中学校 格技場スレート屋根改修工事 | |
| | 本川根小学校 | | 本川根小学校 校舎屋上防水工事 | |
| | 本川根小学校 | | 本川根小学校 1階生活科室床改修工事 | |
| | R1 | 本川根小学校 | 本川根小学校 校舎屋上防水工事 | |
| | | 中川根教職員住宅 | 中川根教職員住宅家族寮屋根等修繕工事 | |
| | | | 中川根中学校 | 中川根中学校 プール深井戸水中ポンプ修繕工事 |
| 子育て支援施設 | H28 | 桜保育園 | 川根本町立桜保育園トイレ改修工事 | |
| | H29 | 桜保育園 | 川根本町立桜保育園トイレ改修工事 | |
| 医療施設 | H28 | 本川根診療所 | 本川根診療所外壁及び外階段塗装改修工事 | |
| | H29 | 上長尾田澤内科医院 | 上長尾田澤内科医院駐車場整備工事 | |
| 行政系施設 | H28 | 消防団 | 川根本町消防団第6分団1部詰所建築工事 | |
| | | 消防団 | 川根本町第1分団3部詰所建築工事 | |
| | H30 | 川根北出張所 | 島田消防署川根北出張所屋根防水改修工事 | |
| | | 消防団 | 消防団第6分団2部既設車庫解体工事 | |
| 供給処理施設 | H30 | 中川根ごみ処理場・環境美化センター | 中川根ごみ処理場・環境美化センター倉庫設置工事 | |
| その他 | H28 | 第2教職員住宅(すみれ)他 | 本川根第2教職員住宅(すみれ)他解体工事 | |
| | | 中川根畜場 | 川根本町中川根畜場火葬設備補修工事 | |
| | H29 | 中川根畜場 | 川根本町中川根畜場火葬設備補修工事 | |
| R1 | 貯木場 | 桑野山貯木場第2加工所改修工事 | | |

※出典：各年の固定資産台帳より大規模事業を整理

(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

(ア) 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間に既存の公共施設の更新等に要した実績額は、表2-4に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約9.9億円となっています。

表2-4 公共施設（建物）に係る投資的経費 (単位：千円)

| 年度 | 平成28年度 (2016) | 平成29年度 (2017) | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 平均 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 普通会計 (計) | 915,367 | 871,362 | 903,504 | 633,769 | 1,649,140 | 994,628 |

※出典：各年の投資的経費より、道路、橋りょう、その他インフラ資産を除いた経費

(イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

本町が令和2年度時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用は、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和4年度から令和38年度までの35年間で約440.2億円、年平均で約12.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均約9.9億円に対し約2.7億円の超過となります。

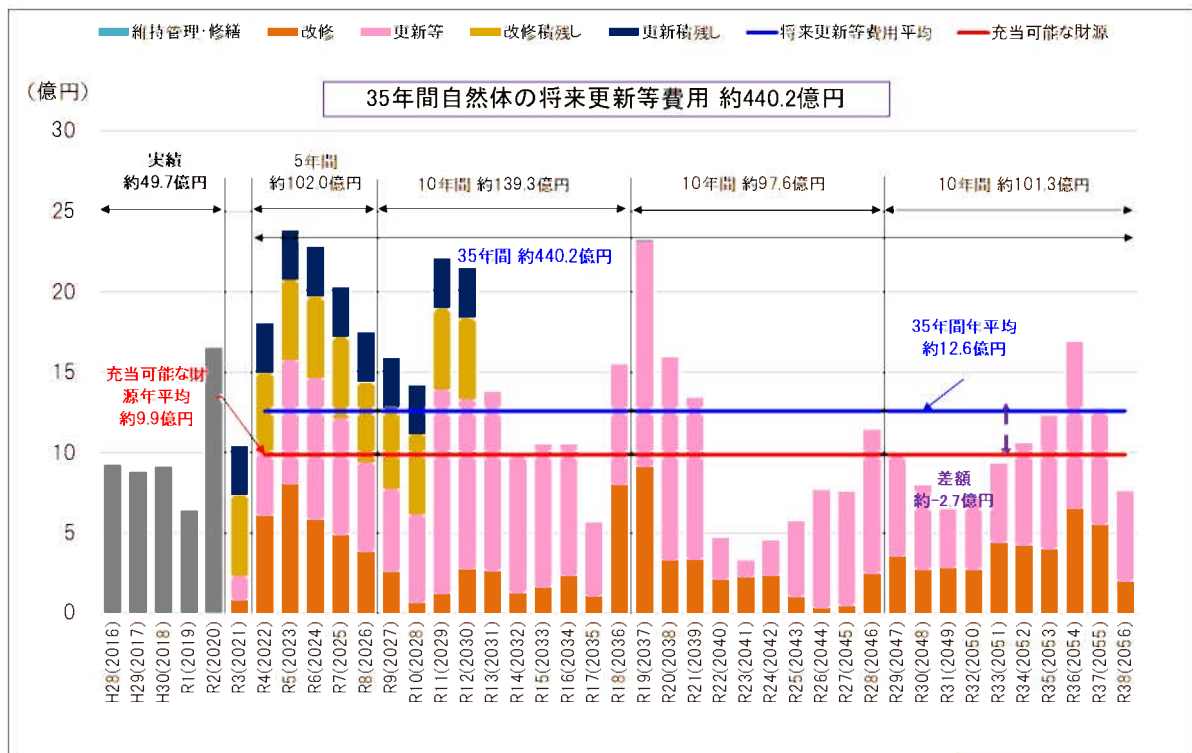


図2-13 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

(ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和3年度に策定している「川根本町行政施設個別施設計画」の結果を反映します。

令和4年度から令和38年度までの35年間で約380.2億円、年平均で約10.9億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均約9.9億円に対し約1.0億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）と比較すると、今後35年間の差額は約60.0億円、年平均で約1.7億円の縮減となります。

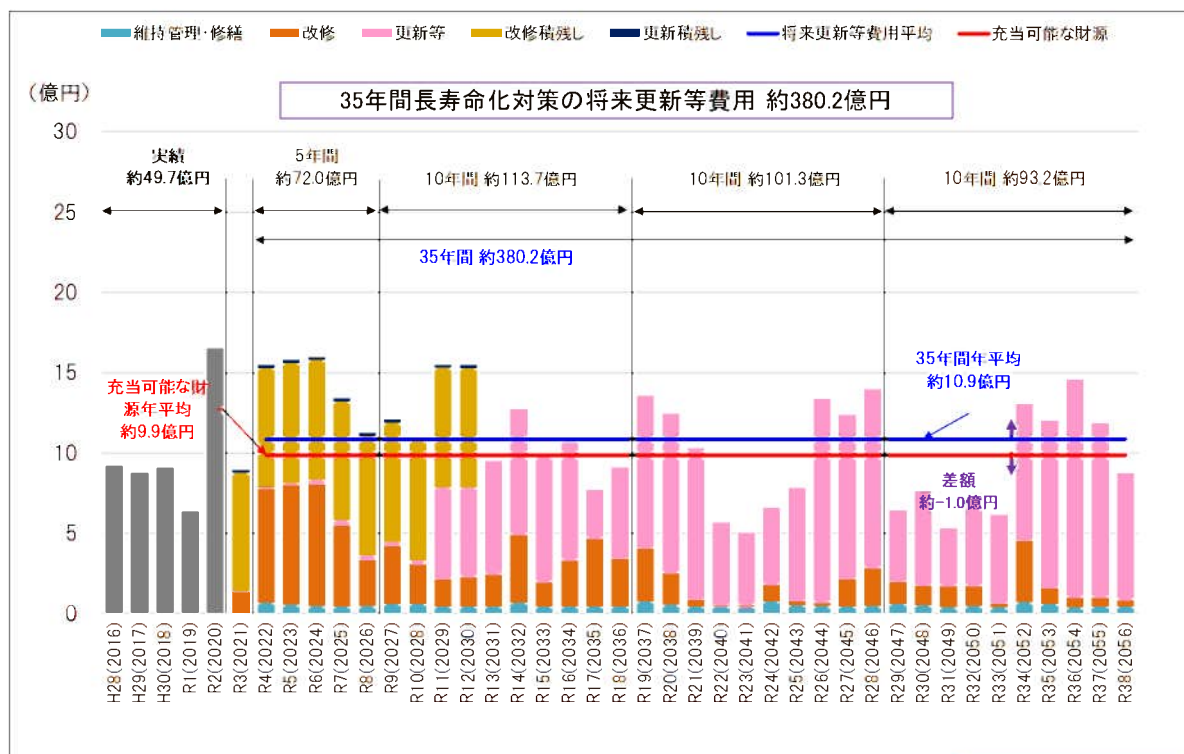


図 2-14 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

②インフラ資産

(ア) 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間に既存のインフラ資産の更新等に要した実績額は、表2-5に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約0.9億円、事業会計における既存更新の年平均は約0.6億円であり、合わせて約1.5億円となっています。

表2-5 インフラ資産に係る投資的経費の内訳 (単位：千円)

| 年度 | | 平成28年度 (2016) | 平成29年度 (2017) | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 平均 |
|-----------------|------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 普通 会計 (計) | 道路 | 61,348 | 98,359 | 64,209 | 52,488 | 3,544 | 55,990 |
| | 橋りょう | 65,092 | 35,895 | 30,094 | 17,017 | 31,394 | 35,898 |
| 事業会計 | | 7,862 | 9,256 | 37,829 | 142,413 | 77,761 | 55,024 |
| 計 | | 134,302 | 143,510 | 132,132 | 211,918 | 112,699 | 146,912 |

※出典：各年の道路、橋りょう、上水道のインフラ資産の投資的経費を集計

(イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み (自然体)

本町が令和2年度末時点で保有しているインフラ資産について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和4年度から令和38年度までの35年間で約286.7億円、年平均で約8.2億円が必要となり、充当可能な財源(過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費のうち既存更新分)年平均1.5億円に対し約6.7億円の超過となります。

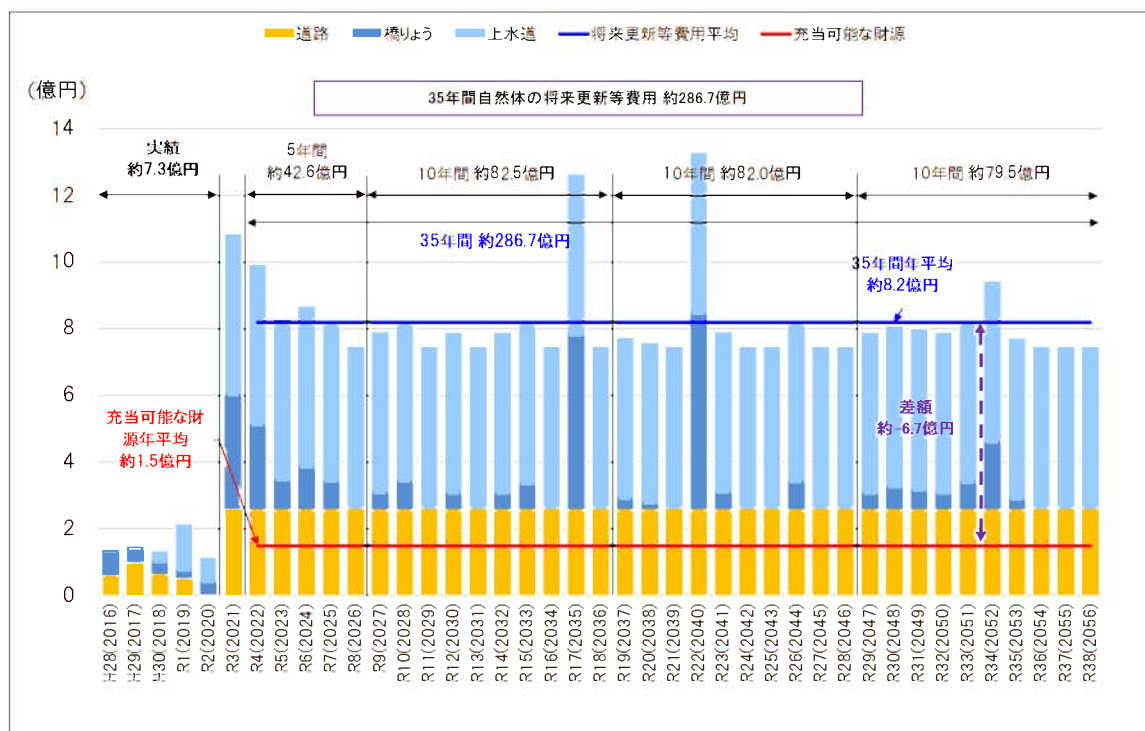


図2-15 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

(ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

本町では道路、橋りょう、上水道及び下水道の個別施設計画は、現時点で策定していません。今後、本計画に基づき策定していく予定です。個別施設計画を策定するまでの間は、自然体の費用を代用します。

③公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和4年度から令和38年度までの35年間で約722.7億円、年平均で約20.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均11.4億円に対し約9.2億円の超過となります。

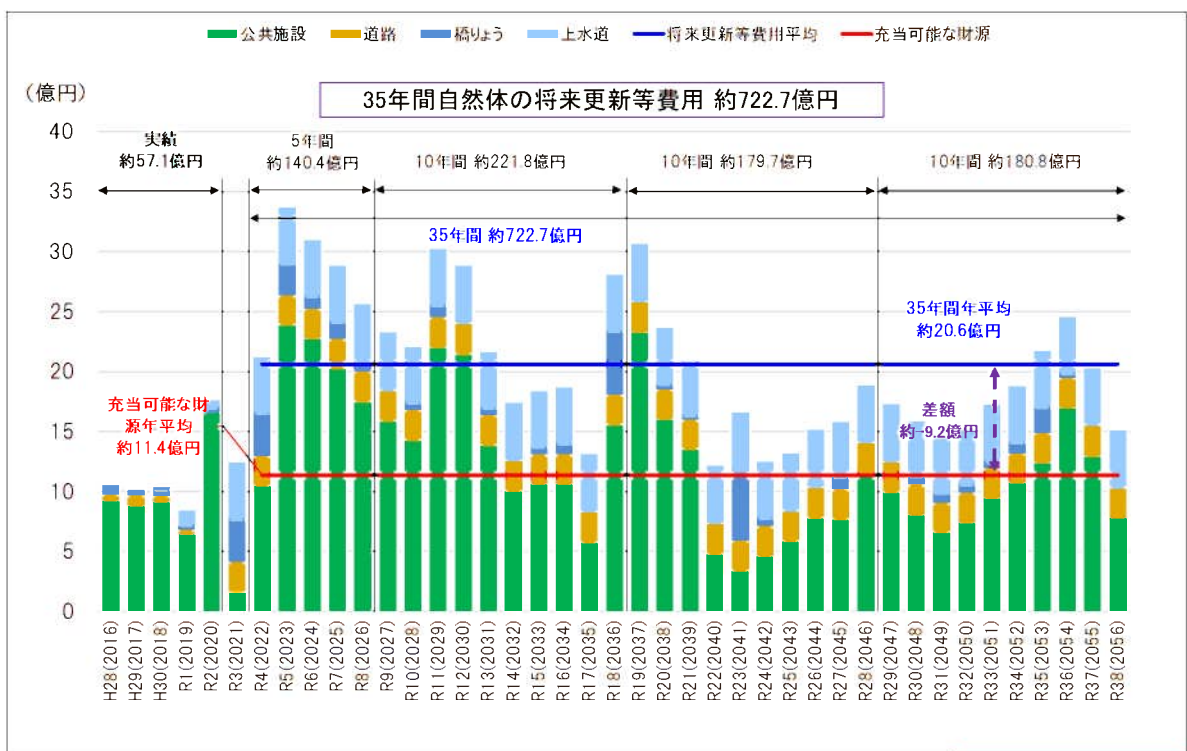


図 2-16 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

(ア) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みにおいて、インフラ資産は自然体を代用し、公共施設の長寿命化と合計します。その結果、令和4年度から令和38年度までの35年間で約663.8億円、年平均で約19.0億円が必要となり、充当可能な財源年平均11.4億円に対し約7.6億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）と比較すると、今後35年間の差額は約60.0億円、年平均で約1.7億円の縮減となります。

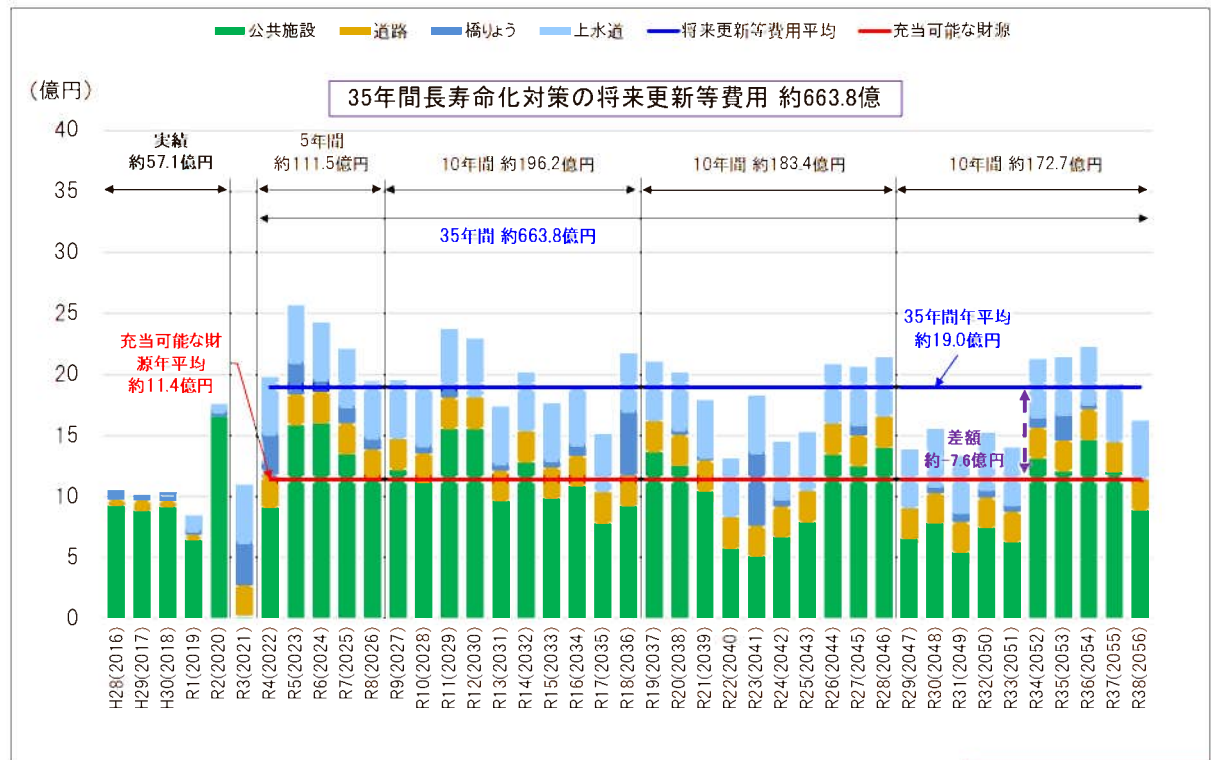


図 2-17 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

(イ) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、本計画の改定計画期間である令和4年度から令和13年度までにおける10年間及び令和38年度までの35年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間）

【 2022 年度から10年間】

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

| | | 維持管理・修繕 (①) | 改修 (②) | 更新等 (③) | 合計 (④) (①+②+③) | 財源の見込み | 耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤) | 長寿命化対策等の効果額 (④-⑤) | 現在要している経費 (過去〇年平均) |
|--------------|------------|-------------|--------|---------|-------------------|------------|----------------------|-------------------|--------------------|
| 普通会計 | 建築物 (a) | 533 | 10,819 | 2,209 | 13,562 | 基金や地方債等を活用 | 18,918 | -5,356 | 994,628 |
| | インフラ施設 (b) | 0 | 0 | 3,293 | 3,293 | | 3,293 | 0 | 0 |
| | 計 (a+b) | 533 | 10,819 | 5,503 | 16,855 | | 22,211 | -5,356 | 994,628 |
| 公営事業会計 | 建築物 (c) | 0 | 0 | 0 | 0 | 地方債等を活用 | 0 | 0 | 146,912 |
| | インフラ施設 (d) | 0 | 0 | 4,859 | 4,859 | | 4,859 | 0 | 0 |
| | 計 (c+d) | 0 | 0 | 4,859 | 4,859 | | 4,859 | 0 | 146,912 |
| 建築物合計 (a+c) | | 533 | 10,819 | 2,209 | 13,562 | | 18,918 | -5,356 | 1,141,541 |
| インフラ施設 (b+d) | | 0 | 0 | 8,153 | 8,153 | | 8,153 | 0 | 0 |
| 合計 (a+b+c+d) | | 533 | 10,819 | 10,362 | 21,715 | | 27,070 | -5,356 | 1,141,541 |

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年以上）

【 2022 年度から

2056 年度】

今後 35

年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

| | | 維持管理・修繕 (①) | 改修 (②) | 更新等 (③) | 合計 (④) (①+②+③) | 耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤) | 長寿命化対策等の効果額 (④-⑤) | 現在要している経費 (過去〇年平均) |
|--------------|------------|-------------|--------|---------|-------------------|----------------------|-------------------|--------------------|
| 普通会計 | 建築物 (a) | 1,860 | 14,632 | 21,529 | 38,021 | 44,021 | -6,000 | 994,628 |
| | インフラ施設 (b) | 0 | 0 | 11,662 | 11,662 | 11,662 | 0 | 0 |
| | 計 (a+b) | 1,860 | 14,632 | 33,191 | 49,683 | 55,683 | -6,000 | 994,628 |
| 公営事業会計 | 建築物 (c) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 146,912 |
| | インフラ施設 (d) | 0 | 0 | 17,008 | 17,008 | 17,008 | 0 | 0 |
| | 計 (c+d) | 0 | 0 | 17,008 | 17,008 | 17,008 | 0 | 146,912 |
| 建築物合計 (a+c) | | 1,860 | 14,632 | 21,529 | 38,021 | 44,021 | -6,000 | 1,141,541 |
| インフラ施設 (b+d) | | 0 | 0 | 28,670 | 28,670 | 28,670 | 0 | 0 |
| 合計 (a+b+c+d) | | 1,860 | 14,632 | 50,199 | 66,691 | 72,691 | -6,000 | 1,141,541 |

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

2.6. 現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しなどを踏まえ、現状や課題に関する基本認識を以下のとおりに整理します。

<需要の変化への対応>

本町の総人口は、一貫して減少が続いています。今後も減少が続き、令和27年の総人口は約3,000人となる見通しとなっています。そして、高齢化がさらに進行する見込みです。

そのため、人口構造や需要の変化などに対応した施設の規模や配置などの適正化を図る必要があります。

また、改修・更新の実施時に、ユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、高齢者、障害者などの利用を想定し施設性能の向上を図る必要があります。

<厳しい財政状況への対応>

歳入のうち、地方税が占める割合は2割弱であり、地方交付税などに依存している状況です。生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、さらに自主財源の確保が困難になり、厳しい財政運営となることが懸念されます。

歳出の面では、義務的経費のうち今後、扶助費が高齢化の進行に伴い増加していくことが予想されます。そのような状況の中、今後の公共施設等の整備に充当できる財源を今までと同等の水準で確保していくことが困難になると想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

<施設の老朽化への対応>

本町は、430近くの公共施設、道路、橋りょう、水道施設などのインフラ資産など、多くの施設を保有しています。

現在、それらの施設の老朽化が進行しており、今後、施設の更新や改修が必要となる時期を順次迎えます。そして、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、公共施設については個別施設計画に基づく長寿命化対策を確実に実行し、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図るとともに、環境負荷の低減や効率性と経済性に配慮した施設の整備や維持管理が必要となります。

インフラ資産については、本計画に基づき早期に個別施設計画を策定していく必要があります。

<合併による施設の重複等への対応>

総務省の公共施設状況調によると、本町の公共施設の1人あたり延床面積は13.7㎡であり、県内12町のなかでも群を抜いて大きいという状況です。人口が概ね同規模である西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町と比較しても、大幅に上回っています。

また、本町は平成17年9月に旧中川根町・旧本川根町の2町の合併により誕生した町です。合併前にそれぞれに施設整備を進めてきたこともあり、公共施設の重複、余剰や地域

偏在などの課題が生じていました。

これまでも公共施設の統廃合などの取組を進めてきましたが、今後も施設の特性、利用圏域、地域バランス等を考慮しながら、地域、居住人口に見合った適正な施設配置や統廃合に取り組む必要があります。

<防災・減災対策への対応>

近年、全国各地において豪雨や大規模地震等による自然災害が多発しています。公共施設等は、市民の生命や財産を守るために、災害時に避難所や防災・復旧活動拠点等として機能する必要があります。

そのため、施設の耐震化、土砂災害等の自然災害リスクを考慮した配置などの防災・減災対策について、引き続き取り組む必要があります。

<SDGs^{*}を踏まえた環境対策、脱炭素への取組みへの対応>

SDGsを踏まえた環境対策、脱炭素への取組みなどの社会・経済情勢の変化や、国の動向の変化などへの対応のため、今後の施設改修に対する事業や施設の維持・管理において、国・県の補助制度の活用など財源の確保を検討していくことが必要になります。

※SDGs：「Sustainable Development Goals」の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」など17ゴールを設定。我国においても政府は「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、2016年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等の今後の取組目標

公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、持続可能な公共サービスの実現に向けて、本町における公共施設等マネジメントの取組目標を以下のとおりに定めます。

(1) 施設の規模や配置の適正化

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民ニーズ、財政事情などを勘案し、必要となる公共サービスを確保しながら、施設の規模や配置の適正化を図ります。

<保有量の適正化の方向性>

(公共施設)

将来にわたり公共サービスを提供し続けるため、下記の取組などにより公共施設の保有量を縮減し、適正化を図ります。

- 新規整備は抑制し、必要最低限とする。
- 既存の低未利用施設や低未利用スペースを積極的に活用する。
- 低未利用施設のうち、老朽化により、活用が見込めない施設は積極的に処分する。
- 施設の更新等の際には、集約化、複合化、減築などを適宜行い、全体の延床面積を減らす。
- 町が保有する必要性が低い施設については、地元や民間等へ譲渡・売却等を適宜行う。

(インフラ資産)

公共施設の場合は統廃合等により保有量を縮減することが可能ですが、インフラ資産については一度敷設した道路、橋りょう、水道施設等を廃止することは現実的ではありません。

したがって、今後は既存施設の保全に重点を置き、予防保全型の維持管理に努め、安全確保と修繕等費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

(2) コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営に係るコストの縮減と財源の確保を図ります。

(3) 計画的な施設の保全

予防保全型の計画的な維持管理により施設の安全性や性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を図ります。

3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

■計画的な点検・診断の実施

施設ごとに定められた基準等に基づき、計画的に点検・診断を行い、その結果を踏まえて、必要な対策を適切な時期に実施します。

また、施設管理者等が自ら行う「日常点検」は、点検マニュアルを作成し、点検・修繕履歴等を蓄積して維持管理等に活用します。

■メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・修繕等の措置の履歴情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」(点検 → 診断 → 措置 → 記録)を構築し、継続的に取り組んでいきます。

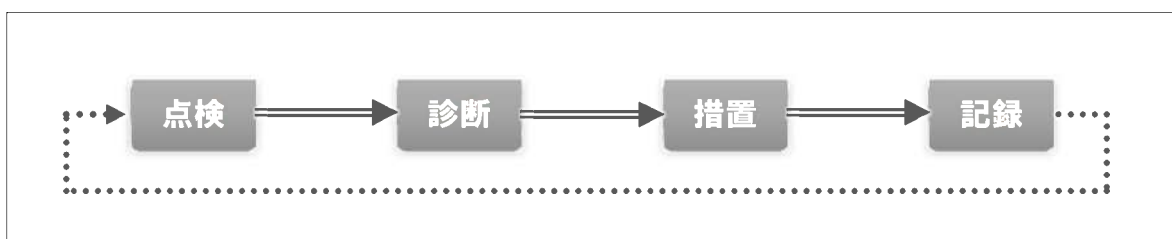


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■予防保全型の維持管理

個別施設計画に基づき計画的な点検・診断及び修繕等を行う「予防保全型の維持管理」への転換を推進します。部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより施設の性能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

■計画的な更新等の実施

更新や新規整備を行う場合は、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、効率的な施設配置を目指します。施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案し、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

■時代の要請への対応

更新や改修等の際には、SDGsを踏まえたバリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、脱炭素対応を推進し、耐震化、防災対策など、時代の要請に対応するために必要となる施設の性能向上に努めます。

■効率的・効果的な維持管理・運営

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するため、施設の長寿命化、省エネルギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

（3）安全確保の実施方針

■劣化や損傷等への措置

点検・診断等で劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

■危険施設等への措置

高度の危険性が確認された施設や老朽化により今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮しながら、施設の除却等の対策を講じます。

（4）耐震化の実施方針

■耐震化の推進

公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保が必要となるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

（5）長寿命化の実施方針

■長寿命化の推進

【公共施設】

今後も継続的に保有する施設のうち、長寿命化によりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができる施設については、予防保全型の計画的な維持管理による長寿命化を推進します。

各種法令等を踏まえて、構造別に建物の標準使用年数を次のように設定し、予防保全を図る建物については、建物の使用年数を目標使用年数まで長寿命化します。ただし、国の策定指針等により、長寿命化の方針等が示されている公共施設は除きます。

| 建築物の構造 | 標準使用年数 | 目標使用年数 |
|--------------------------|--------|--------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 | 60年 | 80年 |
| 鉄骨造 | 45年 | 65年 |
| 木造、その他 | 30年 | 50年 |

長期的に安全で快適に使用するため、予防保全的な観点から、部材や設備の耐用年数、劣化状況等を把握して、修繕・改修周期を設定し、建物の修繕や改修を計画的に実施することで、劣化の進行を遅らせ、施設性能の低下を長期間おさえていきます。

大規模改修等を実施する際には、経年劣化した建物の原状回復だけでなく、時代のニーズに合わせ、建物の性能・機能も向上させます。

【インフラ資産】

原則として、個別施設計画を策定済みの施設については、本計画と整合を図ります。

個別施設計画を策定していない施設は、早期に策定することとし、策定までの間は日常の点検などから、維持管理方針を設定しライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。

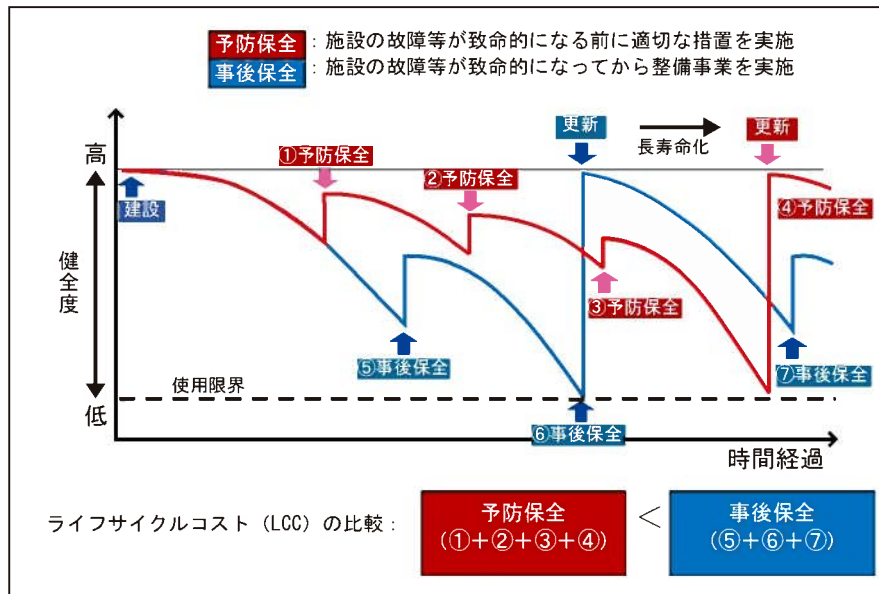


図 3-2 長寿命化のイメージ

(6) ユニバーサルデザイン化、脱炭素化の推進方針

■ユニバーサルデザインの推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザイン化を推進します。

改修・更新の実施に合わせて、ユニバーサルデザインのまちづくりの考えを取り入れ、不特定多数の利用を前提に、移動円滑化のための新たなピクトグラム整備（誘導サインなど）、障害者等用駐車スペース、多機能トイレ、手摺等の整備など、「ユニバーサルデザイン」に係る改修等を推進します。

■カーボンニュートラルの推進

カーボンニュートラルの方向を実施するために、低炭素素材の使用、省エネルギー設備や再生産資材を優先使用します。

国では、今後の公共施設の維持管理や更新において、「太陽光発電の導入」、「建築物におけるZEB*の実現」、「省エネルギー改修の実現」、「LED照明の導入」を推奨しており、国の支援を受け推進します。

更新する建築物については、企画段階からあらかじめ長寿命化に必要な施設性能、ユニバーサルデザイン、脱炭素化性能を備えた部位・設備別の資材の採用を検討します。

また、既存建築物の改修等においては、適用可能な設計を選択して採用することとします。

※ZEB：「Net Zero Energy Building」の略称。一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築

(7) 統合や廃止の推進方針

■施設総量の適正化

【公共施設】

中長期的な視点により、町が施設を保有・管理する必要性、老朽化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施するとともに、住民意向やまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編を検討します。

統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積縮減のため、原則、既存施設と同等面積以下とすることとします。また、既存の余剰スペースを積極的に有効活用します。

低未利用施設については、今後の需要見込みや財政状況等を踏まえ、廃止や用途変更など、客観的な視点から施設の今後のあり方を検討します。

施設の廃止により生じる跡地は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。また、借地にある公共施設は、施設の更新時に利便性や環境に配慮し可能な限り町有地又は町有地化するなど、将来の負担軽減に配慮します。

| 方法 | 内容 | イメージ | 例 |
|----------------|---------------------------------|------|--|
| 集約化 | 同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約 | | <ul style="list-style-type: none"> ・更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合 |
| 複合化 | 余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転 |
| 転用 | 供用廃止後の余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入 | | <ul style="list-style-type: none"> ・廃校となった学校施設を改修して、高齢福祉施設に転用 |
| 減築 | 耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減 | | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が不十分な施設の3階部分を解体し、2階建てとし、耐震性を向上 |
| 民間施設の活用 | 周辺の民間施設を活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給 |
| 実施主体や管理運営主体の変更 | 事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更 | | <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設を地元自治会へ譲渡 |
| 広域連携 | 近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用 | | <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設を近隣自治体と相互利用 |
| 廃止 | 普通財産などの未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等） | | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用施設を廃止し、跡地を売却 |

図 3-3 公共施設最適化事業等の概要

【インフラ資産】

インフラ資産については、今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しなどを行い、適正な供給を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

■職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取組を推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、職員を対象とした研修会の開催等により意識啓発や技術の向上を図ります。

■補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うため、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■民間事業者との連携

PPP/PFI[※]の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■町民との協働・連携

町民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、町民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

未利用施設の売却・貸付、広告事業など、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

(1) 町民文化系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|------|--|
| 集会施設 | 菅町河内地域振興センター、高郷地域振興センター、田野口地域振興センター、地名地域振興センター、高齢者コミュニティセンター、徳山コミュニティ防災センター、八中地域振興センター、藤川地域振興センター、水川地域振興センター、三津間集落センター、梅高地域振興センター、尾呂久保地域振興センター、上長尾集落センター、久野脇コミュニティ防災センター 久野脇集会所、久保尾地域振興センター、寸又峡公民館、下長尾地域振興センター、生活改善センター、瀬平集落センター |
| 文化施設 | 川根本町文化会館、伝統文化伝承館 時愛(ときあ) |

(現状)

<集会施設>

- 集会施設は19施設あり、地区のコミュニティ形成に生かされ、また、地区を超えての活動(敬老会・消防団等)にも使用されています。
- 「生活改善センター」、「寸又峡公民館」の運営形態は直営ですが、他の集会施設は、施設の管理運営を各地区に委託または、貸付しています。
- 建築後30年以上経過している施設が15施設、建築後20～30年経過している施設が4施設あり、老朽化が進行しています。特に「寸又峡公民館」は、建築後69年以上経過しており、老朽化が顕著です。
- 徳山コミュニティ防災センターでは各種団体の利用率が高く、空きが少ない状況です。

<文化施設>

- 「川根本町文化会館」、「伝統文化伝承館 時愛(ときあ)」の2施設があります。
- 運営形態は町直営です。
- 「川根本町文化会館」は建築後約35年経過しており、老朽化が進行しています。

(基本方針)

<集会施設>

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、改修、更新、地域への譲渡など、今後の施設のあり方を検討します。

<文化施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。

(2) 社会教育系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|------|---------|
| 博物館等 | 資料館やまびこ |

(現状)

- 「資料館やまびこ」の1施設があります。
- 運営形態は町直営です。
- 建築後約29年経過しており、老朽化が進行しています。定期点検として法定検査等を委託業者が実施しています。また、空調機の更新が必要となります。
- 研修室はイベント時や特定の団体のみが利用している状況です。

(基本方針)

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。今後は、環境学習プログラムを作成し学校関係等の利用増を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|-----------------|---|
| スポーツ施設 | 社会体育施設管理棟(本川根クラブハウス)、町営弓道場、町営グラウンド、川根本町健康増進施設、本川根B&G海洋センター、町営サッカー場、生涯スポーツ広場 |
| レクリエーション施設・観光施設 | 奥大井接岨湖カヌー艇庫、奥大井接岨湖カヌー競技場倉庫 平田駅前トイレ隣、くのわき親水公園キャンプ場、白沢温泉もりのいずみ、白羽山展望台、寸又峡野外ステージ、寸又峡野天風呂、接岨峡温泉会館、ウッドハウスおろくぼ、不動の滝休憩舎、不動の滝自然広場オートキャンプ場、もりのコテージ、レイクコテージ奥大井、もりのくに健康増進用広場、奥大井音戯の郷、三ツ星オートキャンプ場、池の谷キャンプ場、なかかわね三ツ星天文台、アプトいちしろキャンプ場、グリーン広場トイレ付近休憩棟、八木キャンプ場、富沢蛍の里、山犬段休憩舎 |

(現状)

<スポーツ施設>

- スポーツ施設は7施設あります。
- 運営形態は町直営です。
- 建築後30年以上経過している施設が5施設あり、老朽化が進行しています。
- 「本川根B&G海洋センター」の電気設備は老朽化により改修を推奨されており、修繕が必要な箇所はその都度修繕を実施しています。「川根本町健康増進施設」は、屋根部分に耐震不良が発見されたため、平成27年度に耐震補強・改修工事を実施しました。
- 本川根B&G海洋センターはほぼ毎日利用されており、特に夜間使用が多く見られます。近年は利用減の傾向です。社会体育施設管理棟(本川根クラブハウス)は、主にグラウンドを利用するもので、小利用です。

<レクリエーション施設・観光施設>

- レクリエーション施設・観光施設は23施設あります。
- 指定管理者制度導入施設が12施設あります。
- 建築後30年以上経過している施設が11施設、建築後20～30年経過している施設が10施設あり、老朽化が進行しています。
- 観光客を中心に利用されている施設が多く、「奥大井音戯の郷」や各キャンプ場などは近年利用者数が増加傾向にあります。一方で、「ウッドハウスおろくぼ」などは利用者が減少傾向にあります。一方、キャンプ場は夏シーズンに集中した利用が見られます。「奥大井接岨湖カヌー艇庫」は主に川根高校カヌー一部が使用しています。

(基本方針)

<スポーツ施設>・<レクリエーション施設・観光施設>

- ◆民間活力を活用しながら効率的かつ効果的な運営に努め、利用促進、サービス向上、コスト縮減を図ります。
- ◆「ウッドハウスおろくぼ」、「接岨峡温泉会館」は、指定管理者による運営見直し、キャンプ場は、ホームページ等での宣伝により利用客増加を推進します。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況、経営状況等を勘案し、改修、更新、廃止、民間への譲渡・売却など、今後の施設のあり方を検討します。

(4) 産業系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|-------|--|
| 産業系施設 | 観光振興センター、地域総合交流促進施設、フォーレなかかわね茶茗館、茶業技術研修センター、農林業センター、山村開発センター |

(現状)

- 産業系施設は6施設あります。
- 指定管理者制度導入施設が1施設、委託施設が1施設あります。
- 建築後30年以上が経過している施設が3施設、建築後20～30年が経過している施設が1施設あり、老朽化が進行しています。
- 利用者数は全体的に減少傾向にあります。季節や曜日によって利用者が少ない施設もあります。

(基本方針)

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、改修、更新、廃止、民間への譲渡・売却など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。

(5) 学校教育系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|---------|--|
| 学校 | 本川根小学校、中央小学校、中川根第一小学校、中川根南部小学校、中川根中学校、本川根中学校 |
| その他教育施設 | 教職員住宅 あじさい、中川根教職員住宅、スクールバス車庫(地名)、川根本町学校給食共同調理場、教職員宿舍談話室兼食堂、川根高校 南麓寮、若者交流センター 奥流(おうる) |

(現状)

<学校>

- 小学校が4校、中学校が2校あります。
- いずれも建築後30年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- これまで、各学校施設の耐震化、外壁・内装・トイレ等の改修、冷暖房設備の設置などを実施してきました。
- 今後は、ICT関連設備の整備、老朽化対策などを実施する必要があります。
- 児童・生徒数は減少傾向にあり、今後も減少が続く見込みです。
- 余裕教室については、児童・生徒の集会場、自由学習スペース、図書室などに活用されています。現在少人数の良さを活かした「RG授業^{*}」を推進していますが、各学校の余裕教室についても、授業や交流事業の中で積極的に活用されています。

※RG授業：横の連携を行う「YRG授業」と縦の連携を行う「TRG授業」があります。「YRG授業」とは、学習内容や個々の習熟度によって、同校種間の連携で最適人数の授業を実施。合唱や合奏の多人数の学習に適しています。「TRG授業」とは、小中学校間の連携で効果的な学習の場を作り出す取組み。総合的な学習の時間や行事などで交流を積極的に行っていきます。また、児童・生徒の交流にとどまらず、教員間の交流や施設利用などの多様な取組みを行い、効果的な学習を生み出しています。

<その他教育施設>

- 学校給食共同調理場や教職員住宅など、7施設あります。
- 建築後30年以上が経過している施設が2施設、建築後20～30年が経過している施設が5施設あり、老朽化が進行しています。

(基本方針)

<学校>

- ◆安全・安心な教育環境を確保するため、計画的に校舎・体育館等の改修や更新等を実施します。
- ◆施設の老朽化状況、児童・生徒数や余裕教室数の状況等を勘案し、余裕教室の有効活用、複合化など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆毎年の点検により、子どもたちの安心安全を最優先に修繕を実施しています。

<その他教育施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、改修、更新、廃止など、今後の施設のあ

り方を検討します。

- ◆「川根本町学校給食共同調理場」については、運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。

(6) 子育て支援施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|--------------|------------------------------------|
| 幼稚園・保育園・こども園 | 三ツ星保育園、地名保育園、桜保育園、子育て支援施設、本川根児童クラブ |

(現状)

- 保育園が3施設、子育て支援施設が1施設、本川根児童クラブが1施設あります。
- 「地名保育園」は、現在休園中です。今後、子育て支援施設に用途変更します。
- 運営形態は町直営です。
- 建築後30年以上が経過している施設が3施設、建築後20～30年が経過している施設が1施設あり、老朽化が進行しています。
- 少子化に伴い、町全体の入所児童数は減少傾向にあります。定員に対して若干の余裕がある状況です。保育園、子育て支援施設は、出生数の低下などに伴い、減少していく見込みです。

(基本方針)

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案して、改修、更新、廃止など、今後の施設のあり方を検討します。
- ◆運営の効率化を図るため、民間活力の導入などを適宜検討します。

(7) 保健・福祉施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|-----------|--|
| 高齢福祉施設 | 川根本町創造と生きがいの湯、高齢者むつみの郷、川根本町高齢者生きがいの郷、川根本町中川根高齢者サービスセンター、老人福祉センター憩の家いずみ |
| 障害福祉施設 | 障害福祉サービスセンターみどりの丘小規模授産所、みどりの丘えまつ 訓練所 |
| その他社会福祉施設 | 川根本町福祉センター |

(現状)

<高齢福祉施設>

- 高齢福祉施設は5施設あります。
- 指定管理者制度導入施設が4施設あります。
- 建築後20～30年が経過している施設が4施設あり、老朽化が進行しています。浄化槽法定保守点検、水質検査、清掃、滅菌装置保守点検、消防設備保守点検、ボイラー保守点検等を町が業者に委託し実施しています。
- 健康増進事業、介護予防事業、入湯客などにより施設が活用されています。高齢化に伴い、今後も需要が増大することが見込まれます。

<障害福祉施設>

- 障害福祉施設は2施設あります。
- 2施設とも指定管理者制度導入施設です。
- 2施設とも建築後20年未満であり、比較的新しい施設です。

<その他社会福祉施設>

- 「川根本町福祉センター」の1施設があります。
- 指定管理者制度導入施設です。
- 建築後20年以上が経過しており、老朽化が進行しています。

(基本方針)

<高齢福祉施設>・<障害福祉施設>・<その他社会福祉施設>

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆民間活力を活用しながら効率的かつ効果的な運営に努め、サービス向上、コスト削減を図ります。

(8) 医療施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|------|--|
| 医療施設 | 上長尾田澤内科医院、本川根歯科医院、本川根診療所、いやしの里診療所 診療所、いやしの里診療所医師住宅 |

(現状)

- 医療施設は5施設あります。
- 3施設が公設民営、2施設は直営です。
- 建築後30年以上が経過している施設が3施設、建築後20～30年が経過している施設が2施設あり、老朽化が進行しています。

(基本方針)

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、改修、更新、民間への譲渡・売却など、今後の施設のあり方を検討します。

(9) 行政系施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|----------|--|
| 庁舎等 | 川根本町庁舎、北部地域振興センター(総合支所) |
| 消防施設 | 静岡市消防局島田消防署川根北出張所、第1分団1部-1、第1分団2部-2、第1分団3部-5、第1分団3部-6、第3分団1部-16、第4分団1部-24、第4分団3部-27、第3分団1部-17、消防団拠点施設(第1分団)、第2分団2部-12、第1分団3部-7、第1分団3部-8、第1分団3部-9、第1分団3部-45、第1分団2部-4、第1分団2部-3、消防第4分団4部-29、第2分団2部-13、第4分団3部-28、第4分団2部-25、第3分団1部-19、第2分団2部-14、第2分団2部-15、第2分団1部-10、第3分団1部-20、第3分団1部-18、第3分団1部-21、第3分団2部-22、第8分団1部-40、第5分団1部-30、第6分団4部-35、第6分団1部-44、消防第2分団1部-11、第4分団2部-26、第5分団2部-31、消防団活動拠点施設(第7分団3部【瀬平】)、第8分団4部-43、第7分団4部-39、消防第6分団1部-32、消防第6分団2部-33、消防第6分団3部-34、消防第7分団1部-36、消防第7分団2部-37、消防第8分団2部-41、消防第8分団3部-42 |
| その他行政系施設 | 水防倉庫(梅高)、水防倉庫(下泉)、水防倉庫第3号(徳山)、川根本町防災行政無線中継局舎、本川根防災倉庫、中川根防災倉庫、新防災倉庫(高郷)、元本川根町巡查連絡所、車輛格納庫、移動通信用鉄塔、川根本町無線基地局(簡易型)、排水機場(桑野山)、排水機場(小長井) |
| 公営住宅 | 町営住宅大島団地 A棟、町営住宅大島団地 B棟、町営住宅桑野山団地、特定公共賃貸住宅桑野山団地、町営住宅沢脇団地、町営住宅高郷団地、町営住宅地名団地、若者定住促進住宅 |

(現状)

<庁舎等>

- 「川根本町庁舎」が1施設、支所が1施設あります。
- 「川根本町庁舎」は建築後約29年が経過しており、老朽化が進行しています。「北

部地域振興センター（総合支所）」は建築後 13 年であり、比較的新しい施設です。

<消防施設>

- 消防署が 1 施設、消防団分団施設が 45 施設あります。
- 建築後 30 年以上が経過している施設が 22 施設、建築後 20～30 年が経過している施設が 9 施設あり、老朽化が進行しています。

<その他行政系施設>

- 防災倉庫や無線施設など、13 施設あります。
- 多くの施設の老朽化が進行しています。

(基本方針)

「令和 3 年度川根本町行政施設個別施設計画」に従い、庁舎、消防施設の長寿命化を推進します。

<庁舎等>

- ◆平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点としての機能確保が必要であるため、計画的な点検や修繕等の実施により施設の適切な維持管理に努めます。

<消防施設>

- ◆消防救急活動の拠点となる重要な施設であるため、計画的な点検や修繕等の実施により施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆施設の老朽化状況、消防団組織の再編等に応じて、改修、更新、統廃合など、今後の施設のあり方を検討します。「静岡市消防局島田消防署川根北出張所」の点検や修繕については、静岡市と協議し実施します。

<その他行政系施設>

- ◆災害時に機能する必要がある施設等であり、計画的な点検や修繕等の実施により施設の適切な維持管理に努めます。

(10) 公営住宅

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|------|---|
| 公営住宅 | 町営住宅大島団地 A棟、町営住宅大島団地 B棟、町営住宅桑野山団地、特定公共賃貸住宅桑野山団地、町営住宅沢脇団地、町営住宅高郷団地、町営住宅地名団地、若者定住促進住宅 |

(現状)

- 公営住宅は 8 施設あります。

- 建築後 30 年以上が経過している施設が 2 施設、建築後 20～30 年が経過している施設が 3 施設あり、老朽化が進行しています。
- 概ね入居中の状況です。

(基本方針)

- ◆「川根本町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修、更新、廃止等を実施します。
- ◆今後の人口・世帯等の動向や公営住宅に対する需要の状況を踏まえ、町営住宅の管理戸数を全体として削減していくことを基本とします。

(11) 公園

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|-----|-------------|
| 公園 | 智者の丘公園公衆トイレ |

(現状)

- 管理棟やトイレ等の建物を有する公園は、智者の丘公園展望管理棟（スカイウォーク）1 施設です。
- 建築後約 26 年が経過し老朽化が進行しています。
- 智者の丘公園は、大井川鐵道千頭駅周辺や小長井地区を見渡せる公園であり、利用は多くはないですが、景観を楽しむ利用者が訪れています。
- 維持管理は年 1, 2 回程度、景観整備を委託しています。スカイウォーク、トイレの木部分について防蝕等の経年劣化が危惧されています。

(基本方針)

- ◆施設の老朽化状況、利用状況等を勘案し、計画的に改修、更新等を実施します。

(12) 供給処理施設

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|--------|--------|
| 供給処理施設 | 寸又峡焼却場 |

(現状)

- 供給処理施設は 1 施設です。建築後 49 年以上を経過しており、老朽化が顕著です。
- 「寸又峡焼却場」は、現在使用していません。中間処理について、島田市に業務委託を行っています。今後町単独で中間処理を行うメリットはなく、取り壊しを検討中です。

(基本方針)

- ◆「寸又峡焼却場」は、施設の老朽化状況、利用状況等を踏まえ、廃止し、解体する方針です。

(13) その他

(保有施設)

| 中分類 | 施設名 |
|-----|--|
| その他 | 上長尾高郷親水公園トイレ、おろちの池 トイレ、観光トイレ(四季の里横)、グリーン広場トイレ、田野口駅 トイレ、南赤石テニスコート トイレ、小長井地区北部公衆トイレ、寸又峡温泉公衆トイレ(手洗庵)、接岨地区公衆トイレ、千頭駅前広場滝のトイレ、元千頭教員住宅、地名グラウンド 便所、中川根斎場、温泉スタンド休憩所、寸又峡イベント広場公衆トイレ、大札山森林公園 トイレ、元北小学校、元学校給食センター、奥泉駅前公衆トイレ、元千頭小学校、崎平駅公衆トイレ、元奥大井自然休養村直売所、寸又お立台、寸又峡温泉公衆トイレ(天子の香和家)、農林水産物処理加工所、平田駅前トイレ、元建設省、桑野山千頭貯木場、国保大間診療所 |

(現状)

- 斎場や公衆トイレなど、29 施設あります。
- 指定管理者制度導入施設が 1 施設（南赤石テニスコートトイレ）あります。また、清掃などを委託している施設が 6 施設あります。
- 建築後 30 年以上が経過している施設が 12 施設あるなど、老朽化が進行しています（年度不明を除く）。これら施設は、職員等が状況に応じ維持・修繕を実施しています。
- 当初の設置目的とは異なる利用をしている施設、低未利用となっている施設があります。国保大間診療所は老朽化により有効利用は見込めない状況です。

(基本方針)

- ◆計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◆低未利用施設等については、施設の老朽化状況、当初の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付、譲渡、売却など、施設の有効活用を図ります。
- ◆今後も保有し続ける施設については、必要に応じて耐震補強や改修等を実施します。

4.2. インフラ資産

(1) 道路、農道、林道

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|----|------------------------|------------------------|
| 道路 | 一級町道 | 20.5 km |
| | | 92,244 m ² |
| | 二級町道 | 41.4 km |
| | | 161,066 m ² |
| | その他の町道 | 137.7 km |
| | | 576,398 m ² |
| 計 | 199.6 km | |
| | 829,708 m ² | |
| 農道 | | 34.9 km |
| 林道 | | 222.4 km |
| | | 838,280 m ² |

(現状)

- 舗装率は、町道 82.5%、農道 95.3%、林道 37.4%となっています。
- 職員がパトロールを実施し、パトロールや住民からの要望等により、適宜修繕を実施しています。
- 町道については、路面性状調査を実施しています。その結果に基づき優先づけを行い、修繕を実施しています。
- 老朽化により、舗装の修繕や打替えに要する費用の増大が懸念されます。
- 林道については、近年集中豪雨の発生により修繕費が増大しています。

(基本方針)

- ◆長寿命化計画を策定するなど、予防保全型の計画的な維持管理により安全で円滑な交通の確保、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(2) 橋りょう

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|------|----|----------------------|
| 橋りょう | | 2.0 km |
| | | 9,654 m ² |

(現状)

- 5年に1回の法定点検を、業務委託により実施しています。
- 老朽化により、橋りょうの修繕や架替えに要する費用の増大が懸念されます。
- 令和4年に「川根本町橋梁長寿命化修繕計画」の改訂を予定しています。

(基本方針)

- ◆「川根本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理によ

り、安全で円滑な交通の確保、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

◆点検に関する研修会等に参加するなど、職員の知識・技術の向上に努めます。

(3) 水道施設

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|------|------|----------------------|
| 水道施設 | 管路 | 198.3 km |
| | 水道施設 | 28 施設 |
| | | 3,624 m ² |

水道施設：大間簡易水道、接岨簡易水道、本川根北部簡易水道、本川根南部簡易水道、徳山藤川簡易水道、水川簡易水道、田野口簡易水道、中部簡易水道、下泉下長尾簡易水道、南部簡易水道、地名簡易水道、平田飲料水供給施設、坂京飲料水供給施設、平栗飲料水供給施設、池の谷閑蔵飲料水供給施設、洗富飲料水供給施設（洗沢）、洗富飲料水供給施設（富士城）、幡住飲料水供給施設（小幡）、尾呂久保飲料水供給施設、八代郷飲料水供給施設、中尾飲料水供給施設、向井飲料水供給施設、久保尾飲料水供給施設、原山飲料水供給施設、原山西飲料水供給施設、小竹飲料水供給施設、壱町河内飲料水供給施設、文沢飲料水供給施設

(現状)

- 耐震管整備率は 21.25%、上水道整備率は 9.75%です。
- 業務委託により巡回点検や定期点検を実施しています。
- 老朽化により、施設や管路の改修、更新等に要する費用の増大が懸念されます。

(基本方針)

◆予防保全型の計画的な維持管理により、安全で安定した供給、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。

(4) 温泉施設(管路)

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|-----------|----|--------|
| 温泉施設 (管路) | | 8.0 km |

(現状)

- 職員が点検や維持管理をしています。

(基本方針)

◆計画的な点検や修繕、管路の更新等の実施により、安全で安定した温泉の供給のため、施設の適切な維持管理に努めます。

(5) 公園

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|----|----|--------|
| 公園 | | 1 公園 |
| | | 2.6 ha |

(現状)

- 業務委託などにより維持管理をしています。
- 遊具等の老朽化が進行しています。

(基本方針)

- ◆予防保全型の計画的な維持管理により、利用者の安全確保、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◆地域住民や団体等との協働による維持管理（清掃、芝刈り作業等）を推進します。

(6) 防火水槽

(保有施設)

| 分類 | 種別 | 数量 |
|------|----|-------|
| 防火水槽 | | 348 基 |

(現状)

- 職員、常設消防署及び地元消防団が点検や維持管理をしています。
- 老朽化が進行しています。

(基本方針)

- ◆計画的な点検や修繕、更新等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

5. 推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署（令和4年度現在は総務課）が中心となり、施設所管課などの関連部署との連携による、全庁的な取組体制を構築します。
- 全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

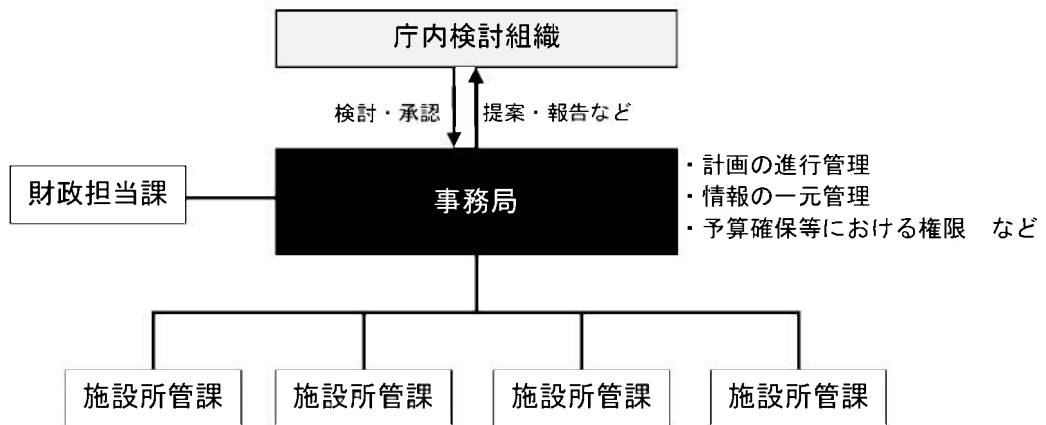


図 5-4 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

- 施設ごとに施設所管部局が把握している施設情報を、一元的に管理・共有化するため、施設情報のデータベース化を進め、その情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

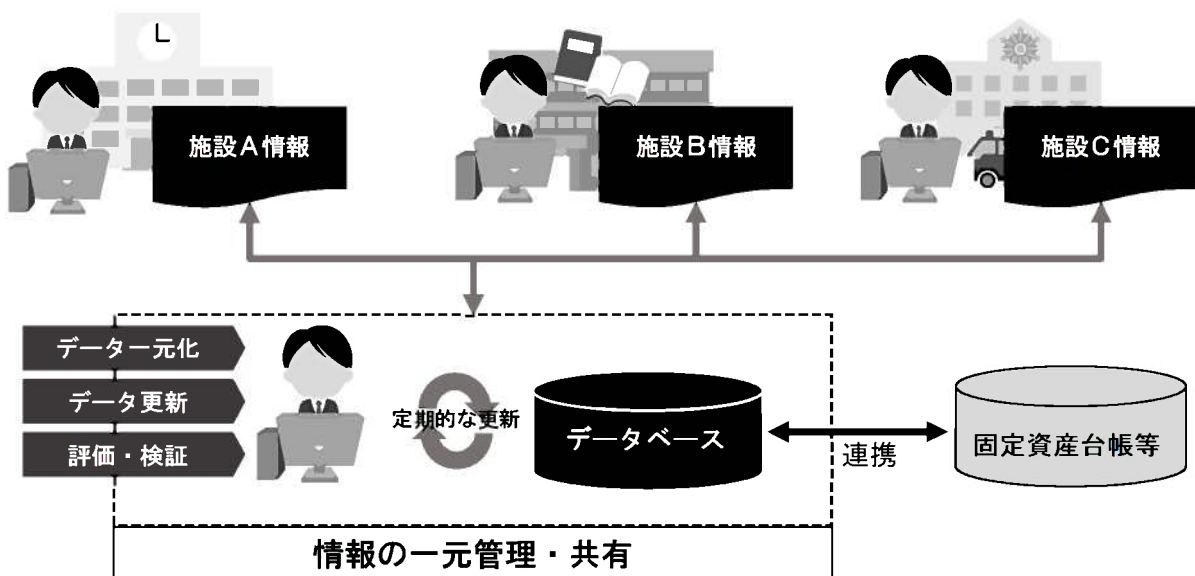


図 5-5 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

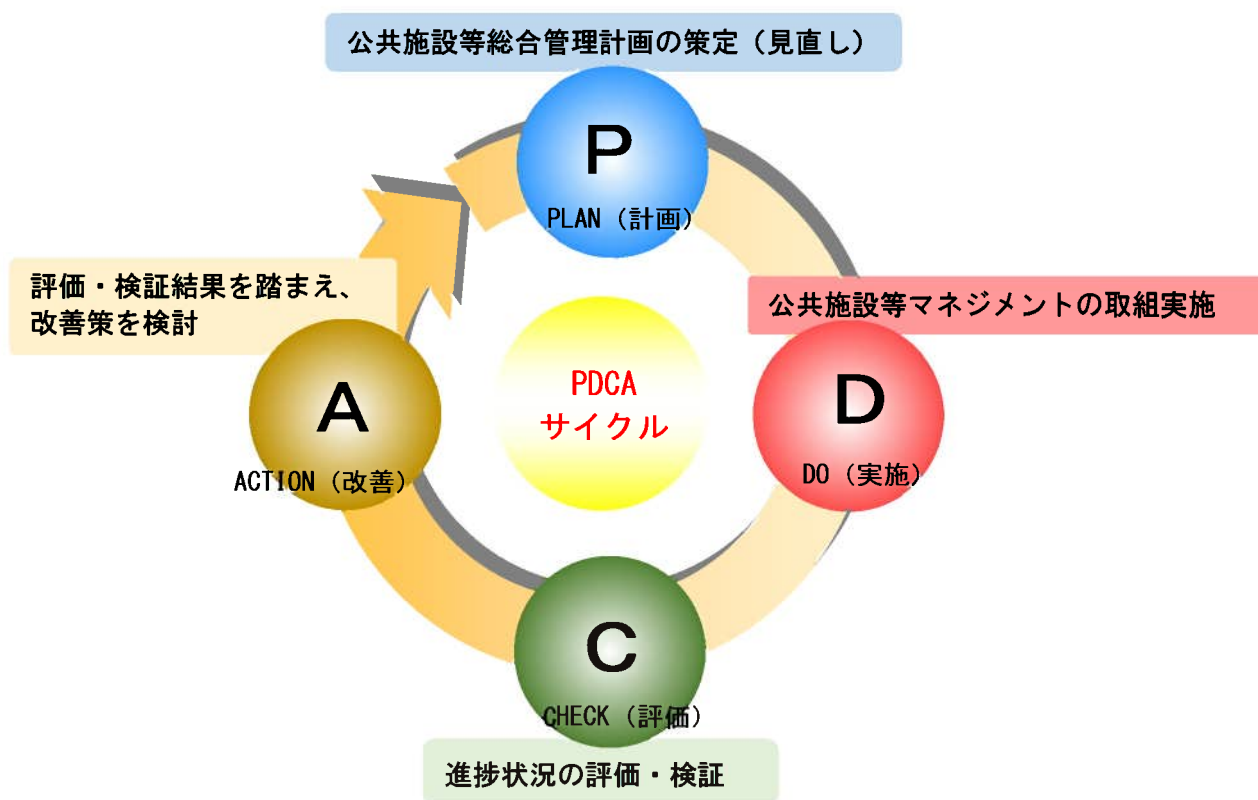


図 5-3 PDCA サイクルのイメージ

(2) 町民との情報共有

○計画を推進するためには町民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

(3) 個別施設計画の策定

○今後は、本計画に基づき、施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」等を策定し、公共施設等マネジメントの取組を推進します。

資料編

公共施設等の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
 - ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
 - ◆将来予測は構造別に、以下の条件で実施。
- 【単純更新した場合（自然体）の耐用年数】
- ・鉄筋コンクリート（RC）：更新（建替え）60年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）30年
 - ・鉄骨（S）：更新（建替え）45年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）25年
 - ・木造（W）：更新（建替え）30年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）15年
- 【長寿命化した場合（対策後）の耐用年数】
- ・鉄筋コンクリート（RC）：更新（建替え）80年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）40年
 - ・鉄骨（S）：更新（建替え）65年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）30年
 - ・木造（W）：更新（建替え）50年
大規模改修（大規模改修の実績がある施設は除く）25年
- ◆個別施設計画が策定されている場合は、当該施設の更新費用を採用
 - ◆令和3年度時点で、建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
 - ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 公共施設の更新費用の単価

| 用途 | 大規模改修 | 更新（建替え） |
|------------------|--------|---------|
| 町民文化系施設 | 25万円/㎡ | 40万円/㎡ |
| 社会教育系施設 | 25万円/㎡ | 40万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20万円/㎡ | 36万円/㎡ |
| 産業系施設 | 25万円/㎡ | 40万円/㎡ |
| 学校教育系施設 | 17万円/㎡ | 33万円/㎡ |
| 子育て支援施設 | 17万円/㎡ | 33万円/㎡ |
| 保健・福祉施設 | 20万円/㎡ | 36万円/㎡ |
| 医療施設 | 25万円/㎡ | 40万円/㎡ |
| 行政系施設 | 25万円/㎡ | 40万円/㎡ |
| 公営住宅 | 17万円/㎡ | 28万円/㎡ |
| 公園 | 17万円/㎡ | 33万円/㎡ |
| 供給処理施設 | 20万円/㎡ | 36万円/㎡ |
| その他 | 20万円/㎡ | 36万円/㎡ |

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

表 投資的経費の推移（公共施設） (千円)

| 年度 | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 平均 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 普通会計 (計) | 915,367 | 871,362 | 903,504 | 633,769 | 1,649,140 | 994,628 |

※各年度の普通会計の投資的経費（P.11）から、道路及び橋りょうの投資的経費を差し引いたものとした。

(2) インフラ資産

① 道路

<試算条件>

◆更新年数：15年

※舗装の耐用年数の10年と、舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて、15年とする

◆更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・道路（一級、二級、その他）：4,700円/m²

◆個別施設計画が策定されている場合は、当該施設の更新費用を採用

② 橋りょう

<試算条件>

◆耐用年数：60年

◆更新費用：全整備面積を60年で割った面積を毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

・448千円/m²

◆個別施設計画が策定されている場合は、当該施設の更新費用を採用

③ 水道施設

<試算条件>

◆耐用年数：40年

◆管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

◆建設年度が不明の水道管

・平成29年度から平成68年度までの40年間に、費用を均等に振り分け

◆個別施設計画が策定されている場合は、当該施設の更新費用を採用

表 管路（水道施設）の更新費用の単価

| 管種 | 管径 | 更新単価 (千円/m) | 管種 | 管径 | 更新単価 (千円/m) |
|-----|---------------|----------------|----------|----------|----------------|
| 導水管 | 300mm未満 | 100 | 配水管 | 50mm以下 | 97 |
| | 300～500mm未満 | 114 | | 75mm以下 | 97 |
| | 500～1000mm未満 | 161 | | 100mm以下 | 97 |
| | 1000～1500mm未満 | 345 | | 125mm以下 | 97 |
| | 1500～2000mm未満 | 742 | | 150mm以下 | 97 |
| | 2000mm以上 | 923 | | 200mm以下 | 100 |
| 送水管 | 300mm未満 | 100 | | 250mm以下 | 103 |
| | 300～500mm未満 | 114 | | 300mm以下 | 106 |
| | 500～1000mm未満 | 161 | | 350mm以下 | 111 |
| | 1000～1500mm未満 | 345 | | 400mm以下 | 116 |
| | 1500～2000mm未満 | 742 | | 450mm以下 | 121 |
| | 2000mm以上 | 923 | | 500mm以下 | 128 |
| | | | | 550mm以下 | 128 |
| | | | | 600mm以下 | 142 |
| | | | | 700mm以下 | 158 |
| | | | | 800mm以下 | 178 |
| | | | | 900mm以下 | 199 |
| | | | | 1000mm以下 | 224 |
| | | | | 1100mm以下 | 250 |
| | | | | 1200mm以下 | 279 |
| | | | | 1350mm以下 | 628 |
| | | | | 1500mm以下 | 678 |
| | | | | 1650mm以下 | 738 |
| | | | | 1800mm以下 | 810 |
| | | | 2000mm以上 | 923 | |

出典：公共施設等更新費用試算ソフト

川根本町公共施設等総合管理計画 改訂版

発行年月 令和4年3月

発行 川根本町

編集 川根本町 総務課

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

TEL : 0547-56-2220 (代表)

FAX : 0547-56-2235

E-mail : soumu@town.kawanehon.lg.jp